

北九州市告示第440号

北九州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年北九州市条例第11号）第6条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、本市人事行政の運営等の状況等をここに公表する。

令和6年11月28日

北九州市長 武内和久

令和5年度

北九州市人事行政の運営等の状況等

令和6年11月

北九州市

この報告書は、北九州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年北九州市条例第11号）第6条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、北九州市人事行政の透明性を高め、その公正性の一層の確保を図るため、本市における職員の任用や給与、勤務条件、厚生福利などを広く市民の皆様にお知らせするものです。

目次

人事行政の運営状況の公表

第1章 任用	7
(1) 職員の人数の増減	7
(2) 任用形態別の職員数の状況	7
(3) 職員の採用及び退職の状況	8
(4) 職員の昇任及び降任の状況	8
(5) 部門別職員数の状況と主な増減理由	9
(6) 年齢別職員構成の状況	10
(7) 今後の定員管理の取組	10
(8) 職員数の推移	11
(9) 再就職の状況	11
第2章 職員の給与等の状況（公営企業以外）	21
(1) 人件費の状況（普通会計決算）	21
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）	21
(3) ラスパイレス指数の状況	21
(4) 給与改定の状況	22
(5) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	22
(6) 職員の初任給の状況	23
(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	23
(8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況	23
(9) 国との給料表カーブ比較表	25
(10) 昇給への勤務成績の反映状況	25
(11) 職員手当の状況	26
(12) 特別職の報酬等の状況	35
第3章 公営企業職員の給与等の状況	36
1 上水道事業	36
(1) 職員給与費の状況	36
(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	36
(3) 職員手当の状況	36
2 工業用水道事業	41
(1) 職員給与費の状況	41
(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	41
(3) 職員手当の状況	42

3	下水道事業	46
(1)	職員給与費の状況	46
(2)	職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	46
(3)	職員手当の状況	47
4	交通事業	51
(1)	職員給与費の状況	51
(2)	職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	51
(3)	職員手当の状況	52
5	公営競技事業	55
(1)	職員給与費の状況	55
(2)	職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	56
(3)	職員手当の状況	56
第4章	勤務時間	59
(1)	勤務時間の状況	59
(2)	年次休暇の取得状況	59
(3)	特別休暇等の概要	59
第5章	休業等の状況	61
(1)	休業等の取得者数	61
第6章	分限及び懲戒	61
(1)	分限処分の状況	61
(2)	懲戒処分の状況	61
第7章	職員の服務	61
(1)	服務規律の遵守に関する取組	62
(2)	公益通報制度の運用状況	62
第8章	研修	63
(1)	研修方針	63
(2)	研修実績	63
第9章	勤務成績の評価	64
(1)	勤務成績の評価の概要	64
(2)	評価者研修の実施状況	64
第10章	福祉及び利益の保護	65
(1)	職員の健康管理に関する取組状況	65
(2)	職員の健康管理の実施状況	65
(3)	北九州市職員共済組合の事業実施状況	67
(4)	北九州市職員厚生会の事業実施状況	69

令和5年度北九州市人事委員会の業務状況について

第1章 組織及び運営	70
（1）委員	70
（2）委員会開催状況	70
（3）事務局	70
第2章 任用関係事務	71
（1）競争試験等の実施状況	71
（2）昇任試験の実施状況	73
第3章 令和5年「職員の給与等に関する報告及び勧告」	74
（1）報告の内容	74
（2）勧告の内容	75
第4章 勤務条件についての措置要求	76
第5章 不利益処分についての審査請求	76
第6章 職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（苦情相談）	76

障害者である職員の任免に関する状況の公表

（1）実雇用率	77
（2）定着率	77
（3）満足度	77

令和6年度等級別基準職務表及び等級等ごとの職員の数の公表

第1章 北九州市職員の給与に関する条例	77
（1）行政職給料表	77
（2）消防職給料表	80
（3）教育職給料表（1）	81
（4）教育職給料表（2）	81
（5）研究職給料表	82
（6）医療職給料表（1）	82
（7）医療職給料表（2）	83
（8）医療職給料表（3）	84
（9）特定任期付職員給料表	84
第2章 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例	85
（1）教育職給料表（3）	85
（2）教育職給料表（4）	86
（3）行政職給料表	87
（4）医療職給料表（2）	87

第3章 北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程	88
(1) 給料表(1)	88
第4章 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程	88
(1) 企業職給料表(一)	88
(2) 企業職給料表(二)	89
第5章 北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程	90
(1) 給料表(1)	90

【人事行政の運営状況の公表】

第1章 任用

(1) 職員の人数の増減（各年4月1日現在）

区 分	条例定数	職員数			対前年増減数			対前年の主な増減理由 (令和6年)
		令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年	
市長事務局	5,340	5,066	5,037	5,017	▲6	▲29	▲20	(増員の理由) ・企画立案、情報発信体制強化 ・児童虐待防止に向けた体制強化 ・未来産業、宇宙産業等の推進に向けた体制強化 ・被災地派遣（能登半島、久留米市、東峰村） 他 (減員の理由) ・組織機構等の見直し ・外郭団体等派遣見直し ・新型コロナウイルス感染症に係る体制見直し 他
消 防 局	1,050	1,001	996	988	▲2	▲5	▲8	
上下水道局	530	491	481	486	▲2	▲10	5	
交 通 局	80	63	61	64	▲3	▲2	3	
公営競技局	45	36	40	40	▲2	4	0	
市議会事務局	44	30	30	26	0	0	▲4	
教育委員会	500	452	441	430	3	▲11	▲11	
行政委員会	71	60	58	55	0	▲2	▲3	
小 計	7,660	7,199	7,144	7,106	▲12	▲55	▲38	
教育委員会（教職員）	5,250	4,744	4,767	4,729	▲56	23	▲38	
合 計	12,910	11,943	11,911	11,835	▲68	▲32	▲76	

- (注) 1 職員数は、市の常勤職員で一般職に属するもの（臨時に雇用される者を除く）。
 2 条例定数は、平成31年4月1日に改正（2,080人削減）しました（病院局の独立行政法人化等による）。
 3 行政委員会とは、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び農業委員会をいいます。
 4 ▲は、職員数の減を表します。以下同じ。
 5 教育委員会（教職員）の職員数は、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員定数条例に規定する教職員数を表しています。以下同じ。

(2) 任用形態別の職員数の状況（各年4月1日現在）

部 門	区 分	職 員 数		
		令和5年	令和6年	対前年増減数
正式任用		11,911	11,835	▲76
期限付任用（再任用を除く）		3	3	0
再任用職員（常勤）		873	647	▲226
再任用職員（短時間）		212	188	▲24
合 計		12,123	12,023	▲100

- (注) 正式任用の職員数は、期限付任用（再任用を除く）及び再任用職員（常勤）の職員数を含みます。

(3) 職員の採用及び退職の状況

区 分	採用			退職		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市長事務部局	263(91)	233(83)	247(104)	247(63)	279(57)	187(58)
消 防 局	31(6)	24(5)	23(8)	25(4)	28(3)	29(7)
上下水道局	21(6)	28(7)	18(3)	27(11)	22(10)	15(7)
交 通 局	4(1)	2(0)	3(0)	0(0)	2(0)	1(0)
公営競技局	1(0)	1(1)	2(1)	3(1)	1(1)	2(2)
市議会事務局	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)
教育委員会	27(26)	22(15)	35(27)	35(16)	45(15)	21(15)
行政委員会	0(0)	3(2)	0(0)	7(0)	5(0)	8(4)
小 計	347(130)	313(113)	328(143)	345(95)	383(86)	264(93)
教育委員会(教職員)	456(109)	342(99)	408(121)	390(98)	392(107)	263(128)
合 計	803(239)	655(212)	736(264)	735(193)	775(193)	527(221)

(注) () は、常勤の再任用職員で、内数としています

(4) 職員の昇任及び降任の状況 (令和5年度)

区 分	昇任					降任
	主 査	係長級	課長級	部長級	局長級	
行 政 職	115	96	64	22	10	2
研 究 職	0	1	0	0		0
医療技術職	3	0	0			0
保健看護職	7	1				0
教 育 職	0	0	1	0		0
消 防 職	15	5	5	1	0	0
合 計	140	103	70	23	10	2

区 分	昇任					降任
	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	
医 事 職	1	0	0	0	0	0

区 分	昇任		降任
	教頭	校長	
教 員	19	22	0

区 分	昇任				降任
	主任	主査	企画主査	事務長	
学校事務職員	13	3	—	1	0

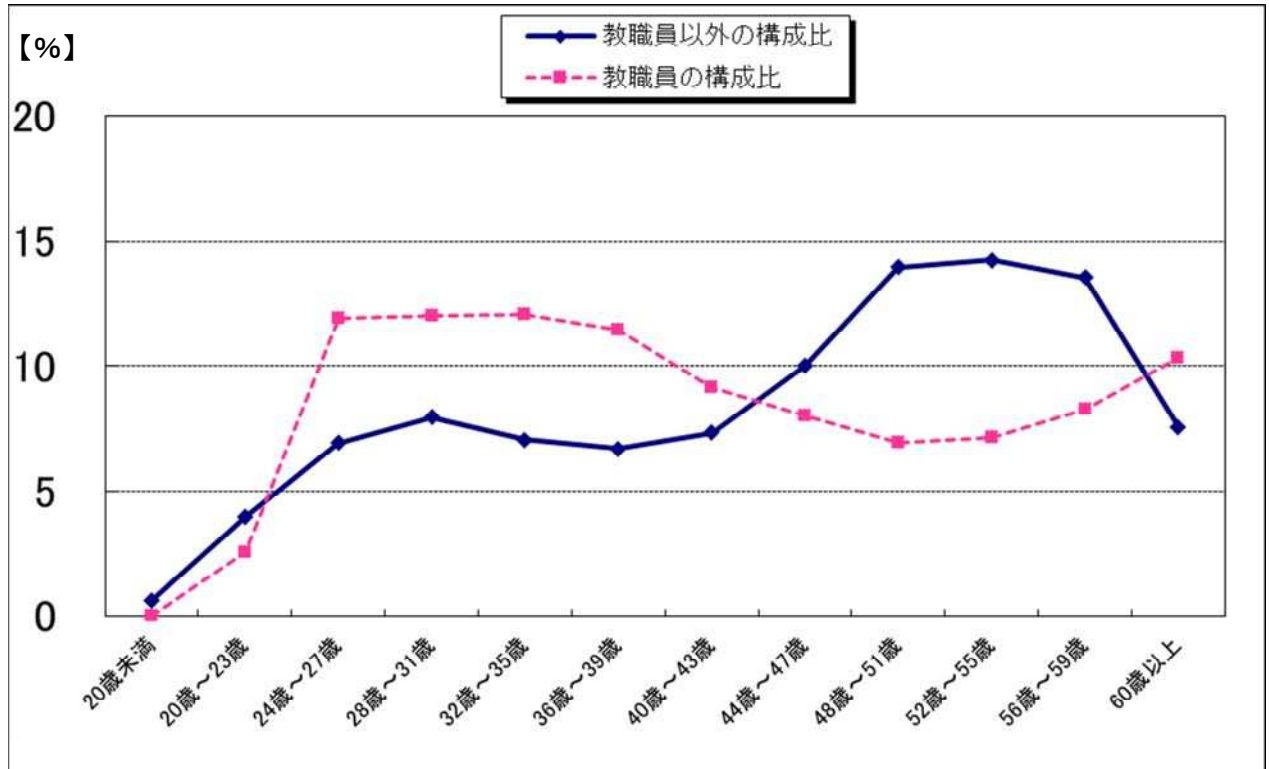
区 分	昇任		降任
	主任	主査	
学校栄養職員	0	0	0

(5) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
一 般 行 政 部 門	議 会	30	26	▲4	議長会研究フォーラム終了に伴う減員等
	総 務	1,000	1,002	2	
	税 務	344	333	▲11	市税事務所等の体制見直し等
	労 働	17	21	4	
	農 林 水 産	80	83	3	
	商 工	148	154	6	EV・半導体・宇宙産業等の推進等
	土 木	959	957	▲2	
	民 生	1,283	1,304	21	低所得世帯への給付金支給等
	衛 生	820	777	▲43	新型コロナウイルス感染症対策に係る体制見直し
小 計	4,681	4,657	▲24		
特 別 行 政 部 門	教 育	633	619	▲14	
	教育（教職員）	4,767	4,729	▲38	再任用職員の減少
	消 防	996	988	▲8	
	小 計	6,396	6,336	▲60	
公 営 企 業 会 計 部 門 等	病 院	0	0	0	
	水 道	314	324	10	広域連携の推進等
	交 通	61	64	3	
	下 水 道	143	138	▲5	事務の統廃合縮小に伴う減員等
	そ の 他	316	316	0	
	小 計	834	842	8	
合 計	11,911 [12,910]	11,835 [12,910]	▲76 [0]		

(注) [] 内は、条例定数の合計です。

(6) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分		20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数 (人)	教職員以外	45	283	494	566	502	477	523	711	992	1,012	962	539	7,106
	教職員	0	121	564	569	572	541	434	380	330	338	391	489	4,729
構成比 (%)	教職員以外	0.6	4.0	7.0	8.0	7.1	6.7	7.4	10.0	14.0	14.2	13.5	7.6	100.0
	教職員	0.0	2.6	11.9	12.0	12.1	11.4	9.2	8.0	7.0	7.1	8.3	10.3	100.0

(7) 今後の定員管理の取組

本市では、少子高齢化の進展や、脆弱な財政基盤など社会経済上の課題を抱えるなか、基本構想等に基づいた行財政運営を将来にわたって着実に進めるため、令和6年3月に「北九州市政変革推進プラン」を策定した。

組織・人員体制については、地方自治法の要請である簡素で効率的な組織体制の確立に向けて、従来からの業務のあり方を根本的に見直し、業務の効率化・最適化を図ることや、DX推進による「書かない」「待たない」「行かなくていい」区役所の実現を目指すこととしている。

(8) 職員数の推移（各年4月1日現在）

ア 【教育委員会（教職員）以外】

部 門	区 分	平成	平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和	令和
		27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
一般行政	職員数	4,609	4,578	4,583	4,589	4,666	4,677	4,705	4,713	4,681	4,657
	対前年	▲40	▲31	5	6	77	11	28	8	▲32	▲24
特別行政	職員数	1,682	1,678	1,669	1,652	1,653	1,648	1,646	1,655	1,629	1,607
	対前年	▲16	▲4	▲9	▲17	1	▲5	▲2	9	▲26	▲22
公営企業 等 会 計	職員数	2,014	2,021	2,005	1,995	865	866	860	831	834	842
	対前年	14	7	▲16	▲10	1,130	1	▲6	▲29	3	8
合 計	職員数	8,305	8,277	8,257	8,236	7,184	7,191	7,211	7,199	7,144	7,106
	対前年	▲42	▲28	▲20	▲21	▲1,052	7	20	▲12	▲55	▲38

イ 【教育委員会（教職員）】

部 門	区 分	令和	令和	令和	令和	令和
		2年	3年	4年	5年	6年
教職員	職員数	4,729	4,800	4,744	4,767	4,729
	対前年	113	71	▲56	23	▲38
合 計	職員数	4,800	4,800	4,744	4,767	4,729
	対前年	113	71	▲56	23	▲38

(9) 再就職の状況

ア 概要

区 分	60歳到達職員 ※1	再就職者等 ※2	再就職者等の内訳		
			外郭団体	その他団体等	公務内
局 長 級	9	9	5	1	3
部 長 級	20	20	1	8	11
課 長 級	84	71	4	4	63
合 計	113	100	10	13	77

※1・・・令和5年度に60歳に到達した者をいう

※2・・・役職定年（管理監督職を占める職員が60歳に達した日後の最初の4月1日までの間に、非管理監督職に降任）または特例任用（役職定年せず、引き続き管理監督職で勤務）により、公務内で勤務継続した者も含む

イ 再就職先

【局長級等】

氏 名	退職・役職定年時等の補職名	退職等年月日	再就職先等	役職名	再就職等年月日
山本 浩二	危機管理監	R6. 3. 31	(株)北九州ウォーターサービス	代表取締役社長	R6. 7. 1
丹田 健二	技術監理局長	R6. 3. 31	(公財)北九州市どうぶつ公園協会	理事長	R6. 4. 1
田中 規雄	総務局長	R6. 3. 31	(株)ひびき灘開発	代表取締役社長	R6. 6. 28

中野 正信	保健福祉局担当理事	R6. 3. 31	(株)北九州輸入促進センター	代表取締役社長	R6. 6. 19
神野 洋一	八幡西区長	R6. 3. 31	教育委員会	中央図書館長	R6. 4. 1
本脇 尉勝	消防局長	R6. 3. 31	九州共立大学	経済学部地域創造学科教授	R6. 4. 1
福本 啓二	交通局長	R6. 3. 31	(株)皿倉登山鉄道	代表取締役社長	R6. 6. 28
高橋 英樹	教育次長	R6. 3. 31	教育委員会事務局	参事 (北九州市教職員互助会へ派遣)	R6. 4. 1
田尾 弘	行政委員会事務局長	R6. 3. 31	教育委員会事務局	参事 (人権教育担当)	R6. 4. 1
青木 幸浩	技術監理局長	R5. 3. 31	(株)北九州埠頭	代表取締役社長	R6. 6. 21
大庭 千賀子	総務局長	R5. 3. 31	北九州市	副市長	R5. 4. 1
中西 満信	財政局長	R5. 3. 31	北九州市監査委員	代表監査委員	R5. 7. 1
永富 秀樹	保健福祉局長	R5. 3. 31	(社福) 北九州市福祉事業団	理事長	R5. 6. 28
清田 啓子	子ども家庭局長	R5. 3. 31	総務市民局	安全管理担当部長	R5. 4. 1
北里 勝利	産業経済局長	R5. 3. 31	(公財) 北九州産業学術推進機構	専務理事	R6. 6. 24
榊尾 美栄子	若松区長	R5. 3. 31	(公財) アジア女性交流・研究フォーラム	専務理事 (男女共同参画センター所長兼務)	R6. 7. 1
島屋 良一	八幡東区長	R5. 3. 31	(公社) 北九州貿易協会	専務理事	R6. 5. 29
福島 俊典	市議会事務局長	R5. 3. 31	(医) 北九州病院	理事	R5. 5. 1
古小路 忠生	教育次長	R5. 3. 31	都市ブランド創造局	科学館副館長	R5. 4. 1

【部長級】

氏 名	退職・役職定年時等の補職名	退職等年月日	再就職先等	役職名	再就職等年月日
河田 守胤	総務局 法務管理担当部長	R6. 3. 31	総務市民局	総務部主幹 (法務・内部統制担当)	R6. 4. 1
権藤 久典	財政局 税務部長	R6. 3. 31	財政・変革局	東部市税事務所主幹 (固定資産税担当)	R6. 4. 1
西尾 典弘	保健福祉局 障害福祉部長	R6. 3. 31	総務市民局	女性の輝く社会推進室主幹 (アジア女性交流・研究フォーラムへ派遣)	R6. 4. 1
名越 雅康	保健福祉局 地域福祉部長	R6. 3. 31	(社福) 北九州市社会福祉協議会	生活支援部長	R6. 4. 1
肥塚 隆男	保健福祉局 保健衛生部長	R6. 3. 31	(公財) 北九州生活科学センター	理事	R6. 4. 1
作花 哲朗	環境局 環境監視部長	R6. 3. 31	中間貯蔵・環境安全事業(株)	課長	R6. 4. 1

本島 直樹	産業経済局 担当部長 (北九州産業学術推進機構へ派遣)	R6. 3. 31	(公財) 北九州産業学術推進機構	産学連携センター長	R6. 4. 1
倉知 宏	建築都市局 総務部長	R6. 3. 31	(独) 北九州市立病院機構	医療センター事務局長	R6. 4. 1
有吉 正昭	建築都市局 指導部長	R6. 3. 31	(一社) 福岡県建築住宅センター	北九州事務所長	R6. 4. 1
田中 英徳	建築都市局 設備部長	R6. 3. 31	ヴェオリア・ジェネッツ(株)	オペレーションマネージャー	R6. 4. 1
田原 温	港湾空港局 空港企画部長	R6. 3. 31	都市ブランド創造局	観光にぎわい部主幹 (北九州観光コンベンション協会へ派遣)	R6. 4. 1
土井 則己	小倉南区役所 区次長	R6. 3. 31	小倉南区役所	主幹 (保健福祉・相談担当)	R6. 4. 1
丹田 智美	小倉南区役所 保健福祉担当部長	R6. 3. 31	小倉北区役所	主幹 (保健福祉・相談担当)	R6. 4. 1
松下 修祐	戸畑区役所 区次長	R6. 3. 31	戸畑区役所	主幹 (まちづくり担当)	R6. 4. 1
内藤 茂樹	消防局 予防部長	R6. 3. 31	(株)井筒屋	顧問	R6. 4. 1
木村 信幸	消防局 門司消防署長	R6. 3. 31	消防局	総務部主幹 (消防音楽隊担当)	R6. 4. 1
菊池 大介	消防局 八幡西消防署長	R6. 3. 31	消防局	総務部主幹 (安全管理担当)	R6. 4. 1
田澤 徹	上下水道局 下水道施設担当部長	R6. 3. 31	(株)NJS 九州総合事務所	テクニカル・アドバイザー	R6. 4. 1
馬場 秀一	市議会事務局次長	R6. 3. 31	八幡西区役所	主幹 (まちづくり担当)	R6. 4. 1
金子 二康	教育委員会 中央図書館副館長	R6. 3. 31	教育委員会事務局	学校教育部主幹 (幼児教育センター担当)	R6. 4. 1
梶原 浩之	企画調整局 担当部長 (公立大学法人北九州市立大学へ派遣)	R5. 3. 31	(公財) 北九州市環境整備協会	総務部長	R5. 4. 1
末吉 和久	総務局 総務部長	R5. 3. 31	(社福) 北九州市福祉事業団	事務局長	R5. 4. 1
真鍋 徹	市民文化スポーツ局 学芸担当部長	R5. 3. 31	都市ブランド創造局	自然史・歴史博物館 自然史課長	R5. 4. 1
江淵 和隆	保健福祉局 健康医療部長	R5. 3. 31	総務市民局	安全・安心推進部 消費生活センター館長	R6. 4. 1
角屋 隆之	保健福祉局 新型コロナウイルス ワクチン接種担当部長	R5. 3. 31	(公財) 北九州産業学術推進機構	D Xセンター長	R5. 4. 1
簗田 昌一	保健福祉局 人権推進センター所長	R5. 3. 31	(株)北九州輸入促進センター	総務誘致部長	R6. 4. 1
松本 公行	建設局 河川部長	R5. 3. 31	(一財) 道路管理センター	常任参与・北九州支部長	R5. 4. 1
守口 昌彦	門司区役所 区次長	R5. 3. 31	門司区役所	保健福祉・相談担当課長	R5. 4. 1
深村 謙二	小倉北区役所 保健福祉担当部長	R5. 3. 31	(医) 製鉄記念八幡病院	建替担当部長	R5. 4. 1

安藤 光春	八幡西区役所 区次長	R5. 3. 31	会計室	審査指導担当課長	R5. 4. 1
岡本 拓司	消防局 小倉北消防署長	R5. 3. 31	日本製鉄(株)八幡製鉄所	安全環境防災部 環境防災室主幹	R5. 4. 1
栗林 義久	上下水道局 総務経営部長	R5. 3. 31	(地公)北九州市住宅供給公社	事務局長	R5. 4. 1
齊藤 敬	上下水道局 水道部長	R5. 3. 31	総務市民局	総務部 内部統制推進担当課長	R5. 4. 1
久保田 和也	上下水道局 東部工事事務所長	R5. 3. 31	備北九州ウォーターサービス	水道事業部長	R5. 4. 1

【課長級】

氏 名	退職・役職定年時等の補職名	退職等年月日	再就職先等	役職名	再就職等年月日
池田 達	企画調整局 総務調整部担当課長 (公立大学法人北九州市立大学へ派遣)	R6. 3. 31	(公財)北九州産業学術推進機構	事業推進課長	R6. 4. 1
幸後 光政	企画調整局 総務調整部担当課長 (公立大学法人北九州市立大学へ派遣)	R6. 3. 31	財政・変革局	西部市税事務所 若松税務課市民税係長	R6. 4. 1
塘 政輝	財政局財務部 財産活用推進課長	R6. 3. 31	小倉北区役所	まちづくり整備課 管理担当係長	R6. 4. 1
木原 生晴	財政局税務部 固定資産税課長	R6. 3. 31	(公財)北九州市学校給食協会	事務局長	R6. 4. 1
和田 新子	財政局税務部 収税企画課長	R6. 3. 31	門司区役所	総務企画課 広報広聴係長	R6. 4. 1
村上 明	財政局西部市税事務所 納税課長	R6. 3. 31	財政・変革局	西部市税事務所 納税課徴収担当係長	R6. 4. 1
稲葉 ますみ	保健福祉局健康医療部 医療管理担当課長	R6. 3. 31	保健福祉局	保健所医務薬務課 院内感染担当係長	R6. 4. 1
石田 哲也	環境局循環社会推進部 日明工場長	R6. 3. 31	(医)製鉄記念八幡病院	建替担当課長 (設備課長兼務)	R6. 4. 1
中野 陽一郎	産業経済局農林水産部 農林施設担当課長	R6. 3. 31	産業経済局	農林水産部 東部農政事務所 農産係長	R6. 4. 1
柳川 尚孝	産業経済局農林水産部 鳥獣被害対策課長	R6. 3. 31	小倉北区役所	総務企画課 広報広聴係長	R6. 4. 1
所 啓太	建設局河川部 河川整備課長	R6. 3. 31	子ども家庭局	子育て支援部 こども若者成育課 青少年施設適正化担当係長	R6. 4. 1
西本 敏道	建設局東部整備事務所 庶務課長	R6. 3. 31	総務市民局	人事部人事課 人材開発担当係長	R6. 4. 1
秋吉 宏昭	建築都市局設備部 機械設備課長	R6. 3. 31	技術監理局	技術部検査課 機械検査担当係長	R6. 4. 1
原田 敏	建築都市局設備部 電気設備課長	R6. 3. 31	都市整備局	建築部建築支援課 保全指導係長	R6. 4. 1
北原 淳二	門司区役所 大里出張所長	R6. 3. 31	小倉北区役所	市民課 市民担当係長	R6. 4. 1

福岡 賢司	小倉南区役所 両谷出張所長	R6. 3. 31	総務市民局	女性の輝く社会推進室 担当係長 (アジア女性交流・研究フォーラムへ派遣)	R6. 4. 1
小嶋 洋一	若松区役所 国保年金課長	R6. 3. 31	(公財)北九州産業学術推進機構	DX 推進課長	R6. 4. 1
池田 禎二	若松区役所 まちづくり整備課長	R6. 3. 31	小倉北区役所	まちづくり整備課 工務第一係長	R6. 4. 1
山岡 裕明	八幡東区役所 保健福祉・相談担当課長	R6. 3. 31	八幡西区役所	市民課行政サービス コーナー担当係長	R6. 4. 1
嘉村 英昭	八幡西区役所 保健福祉課長	R6. 3. 31	(一財)北九州市母子寡婦福祉会	母子・父子福祉センター 所長	R6. 4. 1
森田 健	八幡西区役所 まちづくり整備課長	R6. 3. 31	港湾空港局	港湾整備部整備課 西部工事係長	R6. 4. 1
江口 清次郎	八幡西区役所 八幡南出張所長	R6. 3. 31	八幡西区役所	折尾出張所次長	R6. 4. 1
岩永 茂雄	戸畑区役所 保護課長	R6. 3. 31	小倉北区役所	保護第二課 相談担当係長	R6. 4. 1
板山 隆志	消防局救急部 指令課長	R6. 3. 31	(一財)救急振興財団 救急救命九州研修所	総務部 総務課課長補佐	R6. 4. 1
行徳 泰男	消防局小倉北消防署 警防課長	R6. 3. 31	消防局	小倉南消防署警防課 臨空担当係長	R6. 4. 1
岩田 忠好	消防局小倉南消防署 警防課長	R6. 3. 31	消防局	戸畑消防署警防課 大谷担当係長	R6. 4. 1
迎田 正春	消防局八幡東消防署 予防課長	R6. 3. 31	消防局	戸畑消防署予防課 予防係長	R6. 4. 1
田中 孝幸	消防局八幡西消防署 警防第三担当課長	R6. 3. 31	消防局	小倉南消防署警防課 三谷担当係長	R6. 4. 1
江口 雅美	上下水道局 広域・海外事業部 海外事業課長	R6. 3. 31	上下水道局	水道部穴生浄水所 整備係長	R6. 4. 1
岡島 昭男	上下水道局下水道部 施設課長	R6. 3. 31	(独)北九州市立病院機構	機構本部 施設管理担当課長	R6. 4. 1
是此田 寛和	上下水道局 東部工事事務所 下水道課長	R6. 3. 31	(株)北九州ウォーターサービス	水道事業部 給排水事業課長	R6. 4. 1
上川 恭範	上下水道局 西部工事事務所 水道課長	R6. 3. 31	上下水道局	西部工事事務所 水道課工務担当係長	R6. 4. 1
森 幸二	市議会事務局 政策調査課長	R6. 3. 31	行政委員会事務局	調査課 公平審査担当係長	R6. 4. 1
青柳 祥二	教育委員会事務局 学校支援部学事課長	R6. 3. 31	教育委員会事務局	学校支援部学事課 学校経理係長	R6. 4. 1
田中 真徳	行政委員会事務局 任用課長	R6. 3. 31	教育委員会	中央図書館 運営企画課庶務係長	R6. 4. 1
平山 正浩	行政委員会事務局 監査第一課長	R6. 3. 31	都市整備局	東部整備事務所 庶務課契約係長	R6. 4. 1
大関 恵美子	技術監理局契約部 契約課長	R5. 3. 31	八幡西区役所	保健福祉課 いのちをつなぐネットワーク担当係長	R6. 4. 1

仲原 純	企画調整局 総務調整部担当課長 (公立大学法人北九州市立大学へ派遣)	R5. 3. 31	総務市民局	市民部 区政事務センター 業務担当係長	R6. 4. 1
永元 博文	企画調整局国際部 国際交流担当課長	R5. 3. 31	(公社) 北九州貿易協会	総務企画課長	R5. 4. 1
眞藤 和徳	企画調整局国際部 担当課長 (アジア成長研究所へ派遣)	R5. 3. 31	政策局	総務国際部国際政策課 担当係長 (アジア成長研究所へ派遣)	R5. 4. 1
谷 聡之	総務局人事部 福利課長	R5. 3. 31	(社福) 北九州市福祉事業団	指定管理調整課長 (障害認定係長兼務)	R5. 4. 1
山内 正男	財政局東部市税事務所 固定資産税課長	R5. 3. 31	財政・変革局	東部市税事務所固定資産税課 家屋担当係長	R5. 4. 1
井上 徹	財政局東部市税事務所 門司税務課長	R5. 3. 31	都市整備局	道路部管理課 台帳係長	R5. 4. 1
向野 立代	保健福祉局健康医療部 医療管理担当課長	R5. 3. 31	子ども家庭局	子ども家庭部 こども施設企画課 医療支援担当係長	R6. 4. 1
大庭 徳治	保健福祉局健康医療部 夜間・休日急患センター所長	R5. 3. 31	保健福祉局	人権推進センター 蜷田地域交流センター次長	R6. 4. 1
大村 敏博	保健福祉局健康医療部 第2夜間・休日急患センター所長	R5. 3. 31	子ども家庭局	子ども家庭部 総務企画課 監査指導係長	R5. 4. 1
國武 健二	保健福祉局人権推進センター 木屋瀬地域交流センター館長	R5. 3. 31	保健福祉局	人権推進センター 楠橋地域交流センター次長	R5. 4. 1
野口 志功	環境局循環社会推進部 施設課長	R5. 3. 31	㈱北九州ウォーターサービス	水道事業部 排水事業所長	R5. 4. 1
岩田 光晴	環境局皇后崎環境センター 副所長	R5. 3. 31	(公財) 北九州市環境整備協会	東部事務所長	R6. 4. 1
松田 聡	産業経済局農林水産部 水産課長	R5. 3. 31	港湾空港局	港営部港営課 洞海業務係長	R5. 4. 1
大貝 保志	建設局河川部 水環境課長	R5. 3. 31	都市整備局	河川公園部 みどり公園課 みどり・公園維持担当係長	R5. 4. 1
竹田 幸夫	建設局東部整備事務所 工務第一課長	R5. 3. 31	技術監理局	技術部契約制度課 登録業者実態調査担当係長	R5. 4. 1
元村 和己	港湾空港局総務部 総務課長	R5. 3. 31	(一社) 北九州港振興協会	次長	R5. 4. 1
松原 貴宏	門司区役所 企画広報担当課長	R5. 3. 31	公立大学法人 北九州市立大学	地域・学生課学生係長	R5. 4. 1
西田 浩一	門司区役所 まちづくり整備課長	R5. 3. 31	技術監理局	技術部検査課 公共工事パトロール担当係長	R5. 4. 1
眞崎 政也	門司区役所 松ヶ江出張所長	R5. 3. 31	総務市民局	市民部区制推進課 マイナンバーカード 推進担当係長	R5. 4. 1
川邊 健	小倉北区役所 保護第一課長	R5. 3. 31	NPO 法人子ども未来ネ ットワーク北九州	北九州市立子どもの 館所長	R5. 4. 1
田中 清吾	小倉北区役所 保護第三課長	R5. 3. 31	小倉南区役所	保健福祉課 いのちをつなぐネットワーク担当係長	R6. 4. 1

久本 泰弘	小倉南区役所 保護担当課長	R5. 3. 31	財政・変革局	西部市税事務所納税課 徴収担当係長	R5. 4. 1
内中 京子	小倉南区役所 東谷出張所長	R5. 3. 31	保健福祉局	人権推進センター 徳力地域交流センター次長	R5. 4. 1
碓 政幸	若松区役所 コミュニティ支援課長	R5. 3. 31	都市ブランド創造局	科学館管理課 こども文化会館長	R5. 4. 1
角田 俊輔	若松区役所 市民課長	R5. 3. 31	若松区役所	保護課 相談担当係長	R5. 4. 1
山本 隆司	若松区役所 国保年金課長	R5. 3. 31	(社福)北九州市社会福祉協議会	若松区事務所長	R5. 4. 1
池末 哲也	八幡東区役所 総務企画課長	R5. 3. 31	公営競技局	競輪事業課管理係長	R6. 4. 1
上村 繁徳	八幡西区役所 保護第二課長	R5. 3. 31	(社福)北九州市社会福祉協議会	戸畑区事務所長	R5. 4. 1
青本 功	八幡西区役所 折尾出張所長	R5. 3. 31	公立大学法人 北九州市立大学	企画管理課施設係長	R6. 4. 1
北本 康生	消防局救急部 指令第二担当課長	R5. 3. 31	消防局	八幡東消防署警防課 枝光担当係長	R5. 4. 1
山下 一之	消防局若松消防署 予防課長	R5. 3. 31	黒崎播磨(株)	安全環境防災部 マネージャー	R5. 4. 1
片山 和彦	消防局八幡西消防署 警防第二担当課長	R5. 3. 31	消防局	八幡東消防署警防課 枝光担当係長	R5. 4. 1
梅田 浩二	消防局 戸畑消防署予防課長	R5. 3. 31	消防局	総務部 訓練研修センター 消防音楽隊担当係長	R6. 4. 1
上田 哲也	上下水道局水道部 本城浄水所長	R5. 3. 31	㈱北九州ウォーターサービス	水道事業部 井手浦事業所長	R5. 4. 1
村上 真吾	上下水道局下水道部 下水道整備課長	R5. 3. 31	上下水道局	西部工事事務所水道課 工務担当係長	R5. 4. 1
田中 満英	教育委員会事務局教職員部 給与厚生担当課長	R5. 3. 31	(公財)北九州市環境整備協会	庶務課長	R5. 4. 1
三ッ廣 託規	教育委員会中央図書館 運営企画課長	R5. 3. 31	(公社)北九州市シルバー人材センター	業務第二課長	R5. 4. 1
福田 淳司	教育委員会中央図書館 奉仕課長	R5. 3. 31	政策局	総務国際部国際政策課 担当係長 (北九州国際交流協会へ派遣)	R5. 4. 1
西 清美	教育委員会 大積小学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	朽網小学校 校長	R6. 4. 1
吉田 一憲	教育委員会 大里柳小学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	大里柳小学校 校長	R6. 4. 1
中尾 みどり	教育委員会 萩ヶ丘小学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	萩ヶ丘小学校 校長	R6. 4. 1
本庄 裕子	教育委員会 市丸小学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	高蔵小学校 校長	R6. 4. 1
古澤 律子	教育委員会 湯川小学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	大積小学校 校長	R6. 4. 1
濱松 千代美	教育委員会 東朽網小学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	東朽網小学校 校長	R6. 4. 1

外山 典子	教育委員会 藤木小学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	藤木小学校 校長	R6. 4. 1
高橋 亮子	教育委員会 二島小学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	二島小学校 校長	R6. 4. 1
成重 純一	教育委員会 高須小学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	高須小学校 校長	R6. 4. 1
山下 恵子	教育委員会 高槻小学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	高槻小学校 校長	R6. 4. 1
池田 洋士	教育委員会 皿倉小学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	皿倉小学校 校長	R6. 4. 1
笠原 敏子	教育委員会 青山小学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	青山小学校 校長	R6. 4. 1
下田 秀司	教育委員会 熊西小学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	江川小学校 校長	R6. 4. 1
田中 民平	教育委員会 竹末小学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	竹末小学校 校長	R6. 4. 1
山口 典子	教育委員会 筒井小学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	筒井小学校 校長	R6. 4. 1
大峯 好之輔	教育委員会 塔野小学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	塔野小学校 校長	R6. 4. 1
梶原 秀朗	教育委員会 鳴水小学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	枝光小学校 校長	R6. 4. 1
内川 龍生	教育委員会 萩原小学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	萩原小学校 校長	R6. 4. 1
大成 清徳	教育委員会 医生丘小学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	赤崎小学校 校長	R6. 4. 1
井上 要	教育委員会 緑丘中学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	緑丘中学校 校長	R6. 4. 1
上赤 義人	教育委員会 菊陵中学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	中尾小学校 校長	R6. 4. 1
児島 誠	教育委員会 広徳中学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	広徳中学校 校長	R6. 4. 1
白石 義人	教育委員会 守恒中学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	守恒中学校 校長	R6. 4. 1
青木 哲也	教育委員会 中央中学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	中央中学校 校長	R6. 4. 1
馬本 正和	教育委員会 香月中中学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	香月中中学校 校長	R6. 4. 1
田内 直彦	教育委員会 熊西中学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	熊西中学校 校長	R6. 4. 1
宮基 章弘	教育委員会 黒崎中学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	黒崎中学校 校長	R6. 4. 1
内田 あゆみ	教育委員会 八児中学校校長	R6. 3. 31	教育委員会	八児中学校 校長	R6. 4. 1
緒方 直彦	教育委員会 門司総合特別支援学 校校長	R6. 3. 31	教育委員会	門司総合特別支援学 校校長	R6. 4. 1

高橋 秀明	教育委員会 小倉北特別支援学校 校長	R6. 3. 31	教育委員会	霧丘中学校 指導教諭	R6. 4. 1
城戸 正三	教育委員会 鞆ヶ谷小学校校長	R6. 3. 31	戸畑区役所	保健福祉課 教育相談担当係長	R6. 4. 1
二村 眞介	教育委員会 戸畑中央小学校校長	R6. 3. 31	門司区役所	保健福祉課 教育相談担当係長	R6. 4. 1
村尾 隆	教育委員会 黒崎中央小学校校長	R6. 3. 31	教育委員会事務局	学校教育部生徒指導課 指導主事	R6. 4. 1
手島 寿則	教育委員会 寿山小学校校長	R6. 3. 31	教育委員会事務局	学校教育部生徒指導課 若園教育支援センター所長	R6. 4. 1
川上 伸一	教育委員会 大谷小学校校長	R6. 3. 31	保健福祉局	人権推進センター 人権文化推進課 人権啓発指導担当係長	R6. 4. 1
中尾 佳子	教育委員会 大里南小学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	井堀小学校校長	R5. 4. 1
岩崎 幸人	教育委員会 藤松小学校校長	R5. 3. 31	都市ブランド創造局	科学館普及課 事業担当係長	R5. 4. 1
緒方 美加子	教育委員会 松ヶ江南小学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	門司海青小学校 校長	R5. 4. 1
坪根 浩幸	教育委員会 足原小学校校長	R5. 3. 31	子ども家庭局	子育て支援部 子ども若者成育課 ボランティア活動推進担当係長	R5. 4. 1
長畑 潤	教育委員会 到津小学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	曾根小学校 校長	R5. 4. 1
今瀬 顕成	教育委員会 井堀小学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	中島小学校 指導教諭	R5. 4. 1
鍛冶 孝	教育委員会 清水小学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	若園小学校 校長	R5. 4. 1
栗原 友恵	教育委員会 中島小学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	中島小学校 校長	R5. 4. 1
高城 直子	教育委員会 西小倉小学校校長	R5. 3. 31	教育委員会事務局	学校教育部 学校教育課指導主事	R5. 4. 1
新留 彰	教育委員会 南小倉小学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	南小倉小学校 校長	R5. 4. 1
高田 晋仁	教育委員会 新道寺小学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	合馬小学校 校長	R5. 4. 1
澤野 孝雄	教育委員会 曾根東小学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	八幡小学校 校長	R5. 4. 1
大人形 孝浩	教育委員会 長尾小学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	長尾小学校 校長	R5. 4. 1
朝倉 謙吾	教育委員会 横代小学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	霧丘小学校 校長	R5. 4. 1
千々和 道隆	教育委員会 青葉小学校校長	R5. 3. 31	八幡西区役所	保健福祉課 教育相談担当係長	R5. 4. 1
宮基 量子	教育委員会 大蔵小学校校長	R5. 3. 31	教育委員会事務局	学校教育部 特別支援教育課指導主事	R5. 4. 1
保科 圭二	教育委員会 高槻小学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	小森江小学校 指導教諭	R6. 4. 1

安元 裕彦	教育委員会 槻田小学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	永犬丸西小学校 校長	R6. 4. 1
田頭 麗宏	教育委員会 八幡小学校校長	R5. 3. 31	総務市民局	地域・人づくり部 生涯学習総合センター 戸畑生涯学習センター担当係長	R6. 4. 1
佐藤 哲也	教育委員会 香月小学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	則松小学校 校長	R5. 4. 1
瀧上 昇一	教育委員会 中尾小学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	高生中学校 校長	R6. 4. 1
近藤 勝彦	教育委員会 本城小学校校長	R5. 3. 31	若松区役所	保健福祉課 教育相談担当係長	R5. 4. 1
成住 きよみ	教育委員会 八児小学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	学校教育部 特別支援教育相談センター 就学相談担当係長	R6. 4. 1
小牧 成人	教育委員会 早鞆中学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	志徳中学校 校長	R5. 4. 1
川中 浩之	教育委員会 志徳中学校校長	R5. 3. 31	総務市民局	地域・人づくり部 生涯学習総合センター 小倉南生涯学習センター担当係長	R5. 4. 1
永富 和雄	教育委員会 沼中学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	沼中学校 校長	R5. 4. 1
木村 康晴	教育委員会 横代中学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	南曾根中学校 校長	R5. 4. 1
岩本 健司	教育委員会 高須中学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	高須中学校 校長	R5. 4. 1
諸藤 貴子	教育委員会 二島中学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	二島中学校 校長	R5. 4. 1
幸野 英明	教育委員会 枝光台中学校校長	R5. 3. 31	教育委員会事務局	学校教育部生徒指導課 金田教育支援センター所長	R5. 4. 1
栗原 博巳	教育委員会 尾倉中学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	板櫃中学校 校長	R5. 4. 1
牧島 伸司	教育委員会 木屋瀬中学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	木屋瀬中学校 校長	R5. 4. 1
佐藤 実	教育委員会 中原中学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	中原中学校 校長	R5. 4. 1
山田 浩司	教育委員会 小倉総合特別支援学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	門司総合特別支援学校 指導教諭	R5. 4. 1
明瀬 真二	教育委員会 八幡西特別支援学校校長	R5. 3. 31	教育委員会	学校教育部 特別支援教育相談センター 就学相談担当係長	R5. 4. 1

第2章 職員の給与等の状況（公営企業以外）

（1）人件費の状況（普通会計決算）

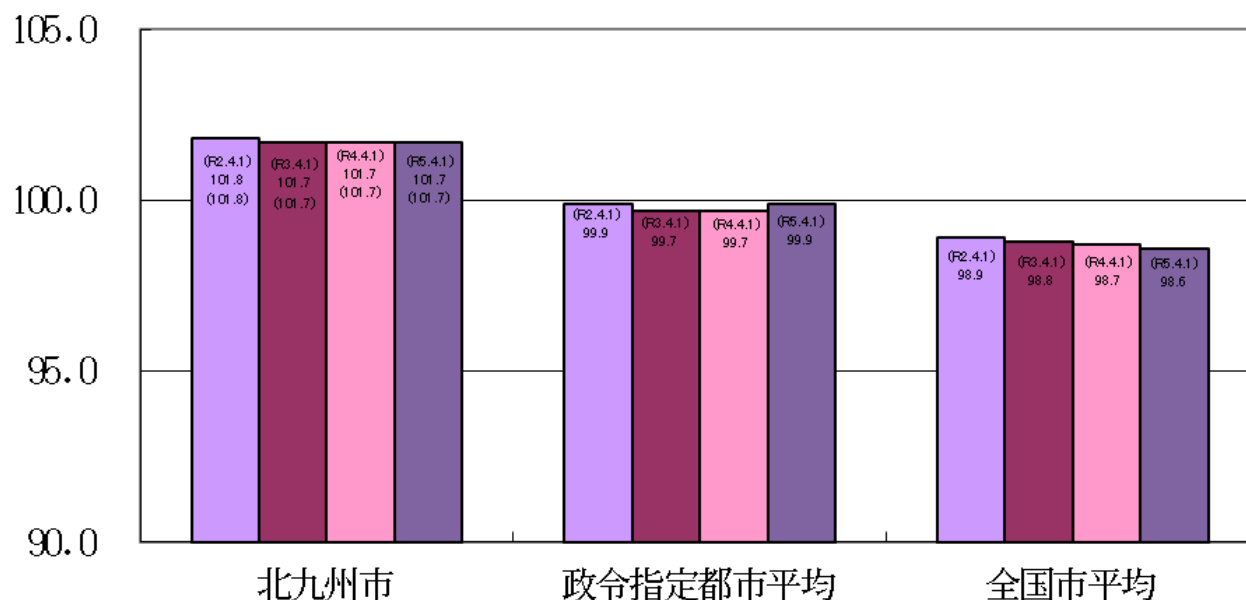
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 前年度 人件費率
令和5年度	人 921,241	千円 614,040,979	千円 2,228,300	千円 102,144,555	% 16.6	% 18.2

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
令和5年度	人 11,512	千円 47,087,978	千円 8,708,083	千円 18,915,991	千円 74,712,052	千円 6,490

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

（3）ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書の数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 政令指定都市平均とは、政令指定都市のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率
	市内民間 A	本市職員 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
令和5年度	円 398,457	円 394,787	3,670円 (0.93%)	0.93%	0.93%

(注) 「市内民間」は、単純平均による給与ではなく、役職段階、年齢等の人員構成が本市と同様であるものとして、市内民間従業員の4月分給与を加重平均した給与です。

イ 特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告			改定月数	年間支給月数
	民間の支給 割合 A	市職員の支給 月数 B	較差 A-B		
令和5年度	月 4.49	月 4.40	月 0.09	月 0.10	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「市職員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北九州市	46.1歳	348,236円	421,679円	386,216円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、平均給与月額から、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当、管理職特別勤務手当及び管理職手当の加算額を除いたものです。

3 上記の(注)1及び2の内容は、以下のイ 教育職の「平均給料月額」及び「平均給与月額」についても同様です。

イ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高等学校教育職	42.1 歳	360,651 円	417,711 円
小・中学校教育職	40.8 歳	346,494 円	389,298 円

(6) 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		北九州市	福岡県	国
一般行政職	大学卒	201,700 円	202,400 円	総合職 (大卒) 200,700 円 一般職 (大卒) 196,200 円
	高校卒	170,600 円	170,900 円	一般職 (高卒) 166,600 円
高等学校教育職	大学卒	230,100 円	226,100 円	—
小・中学校教育職	大学卒	227,700 円	226,100 円	—

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	271,700 円	339,500 円	360,400 円	374,200 円
	高校卒	228,700 円	309,400 円	339,500 円	360,400 円
高等学校教育職	大学卒	311,200 円	386,800 円	406,700 円	414,600 円
小・中学校教育職	大学卒	306,900 円	378,200 円	393,900 円	403,400 円

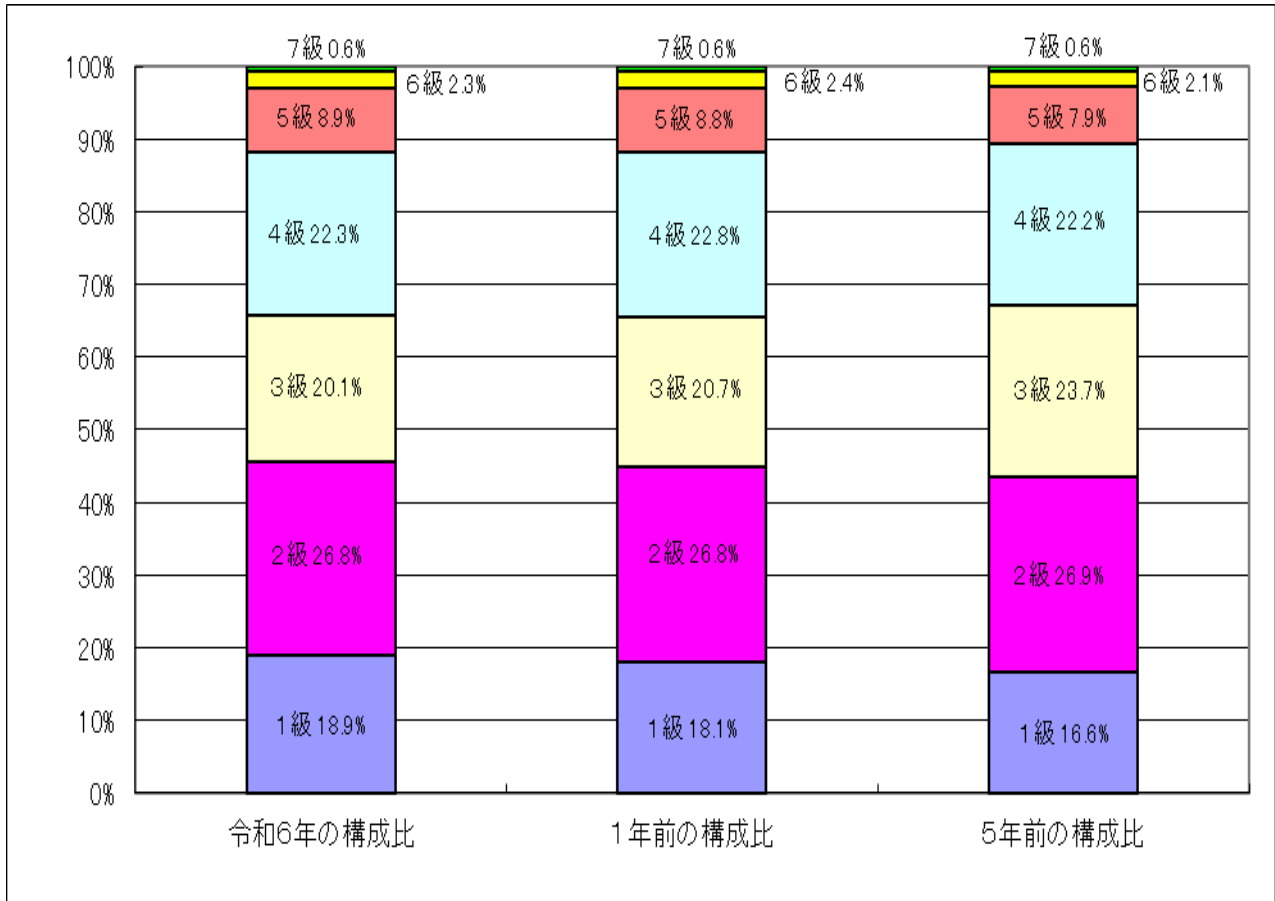
(8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	係員	人 792	% 18.9	円 168,400	円 296,400
2 級	主任	人 1,127	% 26.8	円 234,600	円 391,100
3 級	主査	人 846	% 20.1	円 260,800	円 403,600
4 級	係長・指導主事	人 937	% 22.3	円 268,000	円 429,200
5 級	課長	人 374	% 8.9	円 312,500	円 463,400
6 級	部長	人 96	% 2.3	円 348,000	円 498,400

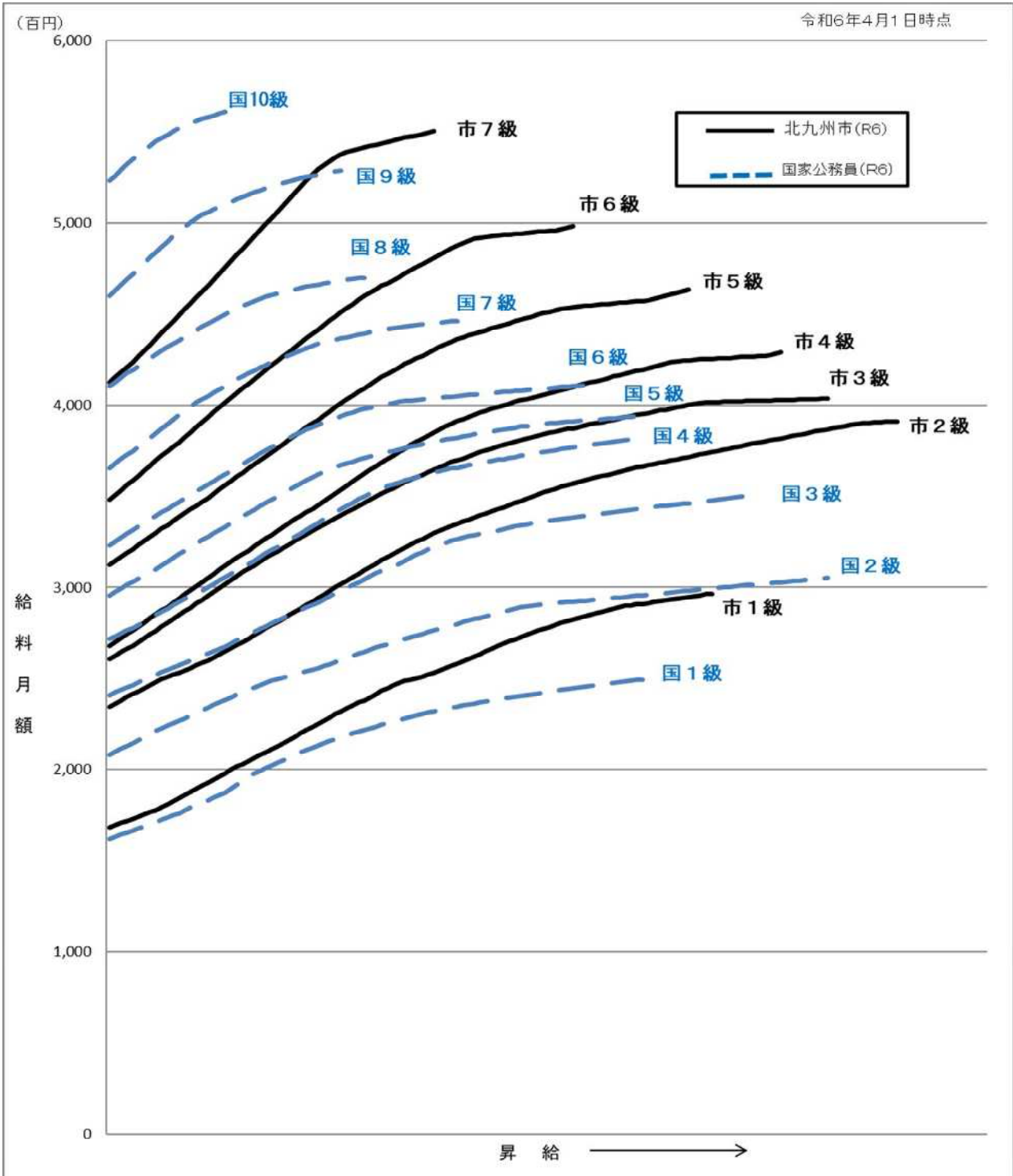
7 級	局長・区長	人 27	% 0.6	円 412,600	円 550,500
-----	-------	---------	----------	--------------	--------------

(注) 1 北九州市職員の給与に関する条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例に基づく職務の級区分による職員数です。

2 「構成比」は、小数点以下第2位を四捨五入した数値です。



(9) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日時点）



(10) 昇給への勤務成績の反映状況

ア 【教育委員会（教職員）以外】

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用		○

標準に加え、上位の区分も適用	○	
標準に加え、下位の区分も適用		
標準の区分のみ適用		
ロ 人事評価を実施していない		

イ 【教育委員会（教職員）】

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員	一般教職員
イ 人事評価を実施した	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○
標準に加え、上位の区分も適用		
標準に加え、下位の区分も適用		
標準の区分のみ適用		
ロ 人事評価を実施していない		

(11) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

北九州市			国		
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,633千円			—		
令和5年度			令和5年度		
支給割合	期末手当	勤勉手当	支給割合	期末手当	勤勉手当
6月期	1.20(0.675)月分	1.00(0.475)月分	6月期	1.20(0.675)月分	1.00(0.475)月分
12月期	1.25(0.70)月分	1.05(0.50)月分	12月期	1.25(0.70)月分	1.05(0.50)月分
合計	2.45(1.375)月分	2.05(0.975)月分	合計	2.45(1.375)月分	2.05(0.975)月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 北九州市の管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」とあるのを、「7.2%～23.5%」としています。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

【教育委員会（教職員）以外】

令和5年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用		
標準に加え、下位の成績率も適用		
標準の成績率のみ適用		
ロ 人事評価を実施していない		

【教育委員会（教職員）】

令和5年度中における運用	管理職員	一般教職員
イ 人事評価を実施した	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用		
標準に加え、下位の成績率も適用		
標準の成績率のみ適用		
ロ 人事評価を実施していない		

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

北九州市			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり 平均支給額 (令和5 年度)	1,887千円	—		—	—
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)		

(注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職員に支給された平均額です。

2 令和6年3月31日に退職した職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	1,512,759千円
---------------	-------------

支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			129,851円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市 （医師及び歯科医師以外）	3%	11,475人	3%
北九州市 （医師及び歯科医師）	16%	10人	16%
東京都特別区	20%	24人	20%
福岡市	10%	3人	10%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（令和5年度決算）		308,363千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）		82,627円		
職員全体に占める手当支給職員の割合		31.4%		
手当の種類（手当数）		11種類		
手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症予防 等業務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所に勤務する保健師 ・保健所に勤務する臨床検査技師、衛生検査技師 ・保健環境研究所に勤務する一般技術員 ・職員 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健所に勤務する保健師が、結核患者、感染症患者等に対する訪問療養指導の業務に従事したとき (2) 保健所に勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師が、細菌、寄生虫卵等の検査業務に従事したとき (3) 保健環境研究所に勤務する一般技術員が、公衆衛生及び環境衛生に必要な試験、調査又は研究の業務に従事したとき (4) 健康診断に必要な直接採便、移送作業又は消毒作業に従事したとき 	1,491千円	<ul style="list-style-type: none"> (1)の業務 日額220円 (2)の業務 日額330円 (3)の業務 日額340円 (4)の業務 日額340円
放射線取扱 手当	<ul style="list-style-type: none"> ・診療放射線技師 ・診療エックス線技師 	有害放射線の影響を受ける作業に従事したとき	54千円	日額360円
児童相談等 業務手当	子ども総合センターに勤務する職員	児童の福祉に関する相談、指導、一時保護等の業務に従事したとき	17,382千円	日額1,000円

<p>夜間特殊業務手当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども総合センターに勤務する職員 ・消防吏員 ・夜間・休日急患センター又は第2夜間・休日急患センターに勤務する看護師、准看護師 	<p>(1) 子ども総合センターに勤務する職員及び消防吏員が、正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日午前5時まで。以下同じ。)において行う業務に従事したとき</p> <p>(2) 夜間・休日急患センター又は第2夜間・休日急患センターに勤務する看護師及び准看護師が、正規の勤務時間として深夜において行う看護等の業務に従事したとき</p>	<p>45,852千円</p>	<p>(1)の業務 深夜の全部を含む勤務 1回につき1,100円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が2時間以上のとき 1回につき730円 深夜における勤務時間が30分以上2時間未満のとき 1回につき410円</p> <p>(2)の業務 深夜の全部を含む勤務 1回につき7,300円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が4時間以上のとき 1回につき3,550円 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき 1回につき3,100円 深夜における勤務時間が2時間未満のとき 1回につき2,150円</p> <p>上記(2)の業務に従事する場合において、勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とするとき管理者が認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、1回につき当該各号に定める額を加算する。</p> <p>(1) 通勤距離が片道1キロメートル以上5キロメートル未満の職員 380円</p> <p>(2) 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円</p> <p>(3) 通勤距離が片道10キロメートル以上の職員 1,140円</p>
-----------------	--	--	-----------------	--

<p>特殊現場 業務手当</p>	<p>職員</p>	<p>(1) 大気汚染防止法、北九州市公害防止条例等の規定に基づき工場等に立ち入って行う検査業務又は水質汚濁防止法の規定に基づき、海上における公害調査業務に従事したとき</p> <p>(2) 高所（地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所。以下同じ。）において行う次のいずれかに該当する業務に従事したとき</p> <p>ア 建築物、道路、橋りょう、管渠等の建設又は改修のための工事現場における監督又は作業</p> <p>イ 測量作業又は公害立入検査</p> <p>ウ 消防吏員が、危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う場所において行う検査</p> <p>エ 消防吏員が、はしご車等を使用して高所において行う警防作業又は訓練</p> <p>オ アからエまでに掲げる業務のほか、市長がこれらに相当すると認める業務</p> <p>(3) 下水道管渠内に立ち入って下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき</p> <p>(4) 船舶に乗り込む職員が、次のいずれかに該当する業務に従事したとき</p> <p>ア 旅客等の海上輸送を行う業務</p> <p>イ 旅客等の海上輸送のため行う食料を必要とする航海の業務</p> <p>ウ 旅客等の海上輸送のため行う船長の業務</p>	<p>(1)の業務 日額 240 円</p> <p>(2)の業務</p> <p>ア 監督に従事する職員</p> <p>1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 120 円</p> <p>高さが 20 メートル以上のとき 日額 180 円</p> <p>1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 200 円</p> <p>高さが 20 メートル以上のとき 日額 300 円</p> <p>イ 作業等に従事する職員</p> <p>1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 140 円</p> <p>高さが 20 メートル以上のとき 日額 200 円</p> <p>1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 220 円</p> <p>高さが 20 メートル以上のとき 日額 320 円</p> <p>(3)の業務</p> <p>下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円</p> <p>下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円</p> <p>(4)の業務</p> <p>ア 日額 1,400 円</p> <p>イ 日額 460 円</p> <p>ウ 日額 280 円</p> <p>6,353 千円</p>
----------------------	-----------	--	---

消防特殊活動手当	消防吏員	<p>(1) 水火災その他の災害の警防作業に従事したとき</p> <p>(2) 交通災害その他の災害により負傷を受けた者の緊急救助作業に従事したとき</p> <p>(3) 潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき</p> <p>(4) 化学消防艇に乗船する消防吏員が、食料を必要とする航海に従事したとき</p>	57,929 千円	<p>(1)の業務 機関員 1 件につき 560 円 その他の消防吏員 1 件につき 360 円</p> <p>(2)の業務 機関員 1 件につき 270 円 救急救命士の資格を有する消防吏員 1 件につき 350 円 (救急救命処置の業務に従事したときは、510 円)</p> <p>その他の消防吏員 1 件につき 190 円</p> <p>(3)の業務 1 時間につき 310 円</p> <p>(4)の業務 航海 1 回につき 460 円</p>
ヘリコプター操縦等手当	消防吏員	<p>(1) ヘリコプターの操縦業務に従事したとき</p> <p>(2) ヘリコプターの整備業務に従事したとき</p> <p>(3) ヘリコプターの搭乗業務に従事したとき</p>	6,698 千円	<p>(1)の業務 飛行時間の経験が 3,000 時間以上 日額 4,400 円 2,000 時間以上 3,000 時間未満 日額 4,100 円 1,000 時間以上 2,000 時間未満 日額 3,600 円 1,000 時間未満 日額 2,200 円</p> <p>(2)の業務 2 等航空整備士以上の資格を有する消防吏員 日額 2,100 円 3 等航空整備士の資格を有する消防吏員 日額 1,700 円 その他の消防吏員 日額 580 円</p> <p>(3)の業務 搭乗時間 1 時間につき 1,200 円 空中機外活動時間 1 時間につき 1,900 円</p>
国際緊急援助手当	消防吏員	国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において国際緊急援助活動に従事したとき	—	日額 4,000 円

教育業務連絡指導手当	主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会の定めるものの職務を担当する指導教諭又は教諭	当該担当に係る業務に従事したとき	27,083 千円	日額 200 円
教員特殊業務手当	小学校、中学校、特別支援学校、高等学校又は幼稚園に勤務する教員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 非常災害時の緊急業務で児童、生徒若しくは幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき (2) 非常災害時等の緊急業務で児童、生徒若しくは幼児の負傷、疾病等に伴う緊急の業務又は児童若しくは生徒に対する緊急の補導業務に従事したとき (3) 修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童、生徒又は幼児を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事したとき (4) 対外運動競技等において児童、生徒又は幼児を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日（以下「週休日等」という。）に行うものに従事したとき (5) 部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うものに従事したとき (6) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等に行うものに従事したとき 	144,525 千円	<ul style="list-style-type: none"> (1)の業務 日額 8,000 円 (2)の業務 日額 7,500 円 (3)の業務 日額 5,100 円 (4)の業務 日額 5,100 円 (5)の業務 日額 2,700 円 (6)の業務 日額 900 円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の 2 つの学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員	当該学級における授業又は指導に従事したとき	186 千円	日額 290 円
感染症予防等業務手当の特例	職員	新型コロナウイルス感染症の患者に対する業務に従事したとき	809 千円	日額 3,000 円 (陽性患者の身体に接触して業務を行ったときは 4,000 円)

(注) 特殊勤務手当の支給実績(令和5年度決算)等は、普通会計及びその他特別会計に係る特殊勤務手当の支給実績等です。

オ 時間外勤務手当

令和4年度決算	支給実績	2,290,660千円
	職員1人当たり平均支給年額	387千円
令和5年度決算	支給実績	2,315,603千円
	職員1人当たり平均支給年額	398千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算及び令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	異なる	(国) ・支給額 46,300円 ～ 139,300円	千円 935,796	円 925,614
初任給調整手当	新たに医師又は歯科医師として採用された職員に対して、月額309,200円を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後一定の期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給	同じ	—	千円 29,000	円 2,899,991
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき4,000円～10,000円を支給	異なる	(国) ・支給額 3,500円～ 10,000円	千円 1,266,006	円 297,324
住居手当	借家・借間等に居住し月額16,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限28,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 886,644	円 292,719
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の	異なる	(国) ・通勤距離が片道2キロメートル以上の職員に支給	千円 1,021,210	円 108,225

	使用者に対しては距離区分に応じて 2,000 円～31,600 円を支給				
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	千円 7,956	円 884,000
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額×0.25 の額を支給	同じ	—	千円 71,418	円 93,970
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務 1 回につき 1,500 円～18,000 円を支給	異なる	(国) ・支給額 勤務 1 回につき 2,500 円～12,000 円（6 時間を超える勤務は 100 分の 150 の割合を乗じて得た額）	千円 14,753	円 136,602
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務 1 回につき 5,300 円（勤務時間が 5 時間を超えない場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円）を支給	異なる	(国) ・支給額 勤務 1 回につき 4,400 円	千円 122	円 121,900
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
義務教育等	高等学校、小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に			千円	円

教員特別手当	対して、職務の級に応じて、2,000円～8,000円を支給			296,537	55,625
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に対して、その者の給料月額、給料の調整額、教職調整額及び扶養手当の月額合計に、3/100～22/100を乗じて得た額を支給	同じ	—	— 千円	— 円
へき地手当に準ずる手当	へき地手当の支給対象となる学校に異動し、又は勤務する学校が移転したため住居を移転することとなった教職員に対して、その者の給料月額、給料の調整額、教職調整額及び扶養手当の合計額に異動の日から5年間は4%（5年に達した後の1年間は2%）を乗じて得た額を支給	同じ	—	— 千円	— 円

(12) 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長	1,107,000円 (1,230,000円)		
	副 市 長	931,000円 (980,000円)		
報酬	議 長	1,090,000円		
	副 議 長	980,000円		
	議 員	880,000円		
期末手当	市 長 副 市 長	(令和5年度支給割合) 6月期 1.625月分 12月期 1.725月分 計 3.35月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 6月期 1.625月分 12月期 1.725月分 計 3.35月分		
退職手当		算定方式	1期の手当額	支給時期
	市 長	給料月額×在職月数×0.45	26,568,000円	任期毎
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.34	15,993,600円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 令和5年4月1日から令和9年2月19日までの間、給料、地域手当及び期末手当を市

長においては10%、副市長においては5%をそれぞれ減額して支給しています。

- 3 退職手当の「1期の手当額」は、令和6年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

第3章 公営企業職員の給与等の状況

1 上水道事業

(1) 職員給与費の状況（令和5年度決算）

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和5年 度	千円 18,949,036	千円 ▲238,449	千円 2,421,522	% 12.8	% 13.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 344,867千円は含みません。

区 分	職員数 (A)	給与費				1人当 たり給与 費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
令和5年 度	人 314	千円 1,296,024	千円 265,873	千円 538,967	千円 2,100,864	千円 6,691

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
上水道事業	45.1歳	340,346円	540,567円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上 水 道 事 業		
1人当たり平均支給額（令和5年度）		
1,702千円		
令和5年度		
支給割合	期末手当	勤勉手当

6 月期	1.20(0.675)月分	1.00 (0.475)月分
1 2 月期	1.25(0.70) 月分	1.05 (0.50) 月分
合計	2.45(1.375)月分	2.05 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%		

(注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」とあるのを、「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当 (令和6年4月1日現在)

上 水 道 事 業		
(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	26.1682 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.96105 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分
1人当たり 平均支給額 (令和5年度)	7,856 千円	—
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)	

(注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 令和6年3月31日に退職した職員のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員(勤続年数が20年以上の職員に限る。)については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支 給 実 績 (令和5年度決算)		42,056 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		136,544 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
北九州市	3%	308 人	3%

エ 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

区 分	全 職 種
-----	-------

支給実績（令和5年度決算）		2,328千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）		31,459円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （令和5年度）		23.2%		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務 手当	職員	<p>(1) 高所（地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所。以下同じ。）又は40度以上の傾斜地において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき</p> <p>(2) 水中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき</p> <p>(3) 高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したとき</p> <p>(4) 暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したとき</p> <p>(5) 下水道管渠内に立ち入って、下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき</p>	179千円	<p>(1)の業務 日額150円</p> <p>(2)の業務 日額190円</p> <p>(3)の業務 監督に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満の場合 高さが20メートル未満のとき 日額120円 高さが20メートル以上のとき 日額180円 1日の従事時間が4時間以上の場合 高さが20メートル未満のとき 日額200円 高さが20メートル以上のとき 日額300円 作業等に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満の場合 高さが20メートル未満のとき 日額140円 高さが20メートル以上のとき 日額200円 1日の従事時間が4時間以上の場合 高さが20メートル未満のとき 日額220円 高さが20メートル以上のとき 日額320円</p> <p>(4)の業務 暗渠内直径が1.5メートル未満のとき 日額380円</p>

				暗渠内直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円 (5)の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円
夜間特殊業務手当	浄水所に勤務する職員	正規の勤務時間が午後 4 時 30 分から翌日午前 9 時 00 分までの区分の勤務に従事したとき	2,149 千円	深夜（午後 10 時から翌日午前 5 時まで。以下同じ。）の全部を含む勤務 1 回につき 1,100 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 2 時間以上のとき 1 回につき 730 円 深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 1 回につき 410 円

オ 時間外勤務手当

令和 4 年度決算	支給実績	70,330 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	228 千円
令和 5 年度決算	支給実績	70,462 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	236 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 4 年度決算及び令和 5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和 5 年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額
-----	------------	--------------	----------------	-----------------	-------------------

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	同じ	—	千円 24,530	円 1,114,999
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1 人につき4,000 円～10,000 円を支給	同じ	—	千円 53,207	円 311,149
住居手当	借家・借間等に居住し月額 16,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限 28,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 25,695	円 295,340
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道 1 キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限 55,000 円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて 2,000 円～31,600 円を支給	同じ	—	千円 38,471	円 145,725
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額×0.25 の額を支給	同じ	—	千円 6,102	円 164,931
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員のうち、課長級以上の職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時	同じ	—	千円 160	円 40,000

	又は緊急の必要により 週休日等以外の日の午 前0時から午前5時ま で」に勤務した場合 に、職務の区分に応 じ、その勤務1回につ き2,000円～18,000円 を支給				
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務 を命ぜられた職員に対 して、その勤務1回に つき5,300円（勤務時 間が5時間を超えない 場合は、その勤務1回 につき2,650円）を支 給	同じ	—	千円 —	円 —
特定任期付 職員業績手 当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を 挙げたと認められる職 員に対して、その者の 給料月額に相当する金 額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

2 工業用水道事業

(1) 職員給与費の状況（令和5年度決算）

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和5年 度	千円 1,454,243	千円 377,236	千円 195,162	% 13.4	% 12.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費5,001千円は含みません。

区 分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
令和5年 度	人 24	千円 93,450	千円 22,195	千円 38,438	千円 154,083	千円 6,420

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額

工業用水道事業	42.2 歳	319,900 円	510,318 円
---------	--------	-----------	-----------

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業		
1人当たり平均支給額 (令和5年度)		
1,602 千円		
令和5年度		
支給割合	期末手当	勤勉手当
6月期	1.20(0.675)月分	1.00(0.475)月分
12月期	1.25(0.70)月分	1.05(0.50)月分
合計	2.45(1.375)月分	2.05(0.975)月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・職務段階別加算 5~20%		
・管理職加算 8~25%		

(注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%~25%」とあるのを、「7.2%~23.5%」としています。

イ 退職手当 (令和6年4月1日現在)

工業用水道事業		
(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	26.1682 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.96105 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分
1人当たり平均支給額 (令和5年度)	—	—
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)	

(注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 令和6年3月31日に退職した職員のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員(勤続年数が20年以上の職員に限る。)については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)	2,900 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	120,849 円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	24人	3%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

区分		全職種		
支給実績（令和5年度決算）		716千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）		51,161円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （令和5年度）		58.3%		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務 手当	職員	(1) 高所（地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所。以下同じ。）又は40度以上の傾斜地において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (2) 水中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (3) 高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したとき (4) 暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したとき (5) 下水道管渠内に立ち入って、下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき	14千円	(1)の業務 日額150円 (2)の業務 日額190円 (3)の業務 監督に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満の場合 高さが20メートル未満のとき 日額120円 高さが20メートル以上のとき 日額180円 1日の従事時間が4時間以上の場合 高さが20メートル未満のとき 日額200円 高さが20メートル以上のとき 日額300円 作業等に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満の場合 高さが20メートル未満のとき 日額140円 高さが20メートル以上のとき 日額200円 1日の従事時間が4時間以上の場合 高さが20メートル未満のとき 日額220円 高さが20メートル以上のとき

				日額 320 円 (4)の業務 暗渠内直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 暗渠内直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円 (5)の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円
夜間特殊業務手当	浄水所に勤務する職員	正規の勤務時間が午後 4 時 30 分から翌日午前 9 時 00 分までの区分の勤務に従事したとき	702 千円	深夜（午後 10 時から翌日午前 5 時まで。以下同じ。）の全部を含む勤務 1 回につき 1,100 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 2 時間以上のとき 1 回につき 730 円 深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 1 回につき 410 円

オ 時間外勤務手当

令和 4 年度決算	支給実績	7,072 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	321 千円
令和 5 年度決算	支給実績	7,305 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	304 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 4 年度決算及び令和 5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和 5 年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位に	同じ	—	千円	円

	ある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給			—	—
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1 人につき4,000 円～10,000 円を支給	同じ	—	千円 3,230	円 293,595
住居手当	借家・借間等に居住し月額 16,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限 28,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 2,138	円 237,582
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道 1 キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限 55,000 円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて 2,000 円～31,600 円の金額を支給	同じ	—	千円 2,555	円 121,671
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額×0.25 の額を支給	同じ	—	千円 2,555	円 196,562
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員のうち、課長級以上の職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により	同じ	—	千円 —	円 —

	週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務1回につき2,000円～18,000円を支給				
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円（勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円）を支給	同じ	—	千円	円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円	円

3 下水道事業

(1) 職員給与費の状況（令和5年度決算）

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和5年度	千円 25,303,913	千円 10,350	千円 986,922	% 3.9	% 3.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費375,952千円は含みません。

区 分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
令和5年度	人 149	千円 607,603	千円 119,749	千円 253,120	千円 980,472	千円 6,580

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
-----	------	--------	--------

下水道事業	43.3 歳	339,653 円	538,333 円
-------	--------	-----------	-----------

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下 水 道 事 業		
1人当たり平均支給額 (令和5年度)		
1,693 千円		
令和5年度		
支給割合	期末手当	勤勉手当
6月期	1.20(0.675)月分	1.00 (0.475)月分
12月期	1.25(0.70)月分	1.05 (0.50)月分
合計	2.45(1.375)月分	2.05 (0.975)月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・職務段階別加算 5~20%		
・管理職加算 8~25%		

(注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%~25%」とあるのを、「7.2%~23.5%」としています。

イ 退職手当 (令和6年4月1日現在)

下 水 道 事 業		
(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	26.1682 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.96105 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分
1人当たり 平均支給額 (令和5年度)	22,356 千円	—
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)	

(注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 令和6年3月31日に退職した職員のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員(勤続年数が20年以上の職員に限る。)については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		20,275千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		155,959円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	130人	3%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

区分		全職種		
支給実績（令和5年度決算）		16千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		3,108円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		3.4%		
手当の種類（手当数）		1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務手当	職員	(1) 高所（地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所。以下同じ。）又は40度以上の傾斜地において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (2) 水中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (3) 高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したとき (4) 暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したとき (5) 下水道管渠内に立ち入って、下水	16千円	(1)の業務 日額150円 (2)の業務 日額190円 (3)の業務 監督に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満の場合 高さが20メートル未満のとき 日額120円 高さが20メートル以上のとき 日額180円 1日の従事時間が4時間以上の場合 高さが20メートル未満のとき 日額200円 高さが20メートル以上のとき 日額300円 作業等に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満の場合 高さが20メートル未満のとき 日額140円 高さが20メートル以上のとき 日額200円 1日の従事時間が4

		道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき	時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 220 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 320 円 (4)の業務 暗渠内直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 暗渠内直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円 (5)の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円
--	--	----------------------------	---

オ 時間外勤務手当

令和 4 年度決算	支給実績	27,481 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	198 千円
令和 5 年度決算	支給実績	30,464 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	222 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 4 年度決算及び令和 5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和 5 年度決算)	支給職員 1 人 当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	同じ	—	千円 11,198	円 1,018,036
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1 人につき 4,000 円～10,000 円を	同じ	—	千円 24,809	円 314,038

	支給				
住居手当	借家・借間等に居住し月額 16,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限 28,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 11,841	円 288,794
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道 1 キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限 55,000 円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて 2,000 円～31,600 円の金額を支給	同じ	—	千円 17,683	円 153,769
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	千円 912	円 912,000
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額×0.25 の額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員のうち、課長級以上の職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じて、その勤務 1 回につき 2,000 円～18,000 円を支給	同じ	—	千円 82	円 20,375
	宿直勤務又は日直勤務	同じ	—	千円	円

宿日直手当	を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円（勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円）を支給			—	—
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

4 交通事業

(1) 職員給与費の状況（令和5年度決算）

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和5年度	千円 1,799,896	千円 125,939	千円 1,132,537	% 62.9	% 59.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はありません。

区 分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
令和5年度	人 62	千円 225,702	千円 80,681	千円 96,942	千円 403,325	千円 6,505

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
交通事業	48.6歳	311,193円	545,388円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(うちバス事業運転手)

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)

北九州市	50.3 歳	38 人	267,295 円	378,061 円	297,828 円
------	--------	------	-----------	-----------	-----------

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

交 通 事 業		
1 人当たり平均支給額 (令和 5 年度)		
1,564 千円		
令和 5 年度		
支給割合	期末手当	勤勉手当
6 月期	1.20(0.675) 月分	1.00 (0.475) 月分
1 2 月期	1.25(0.70) 月分	1.05 (0.50) 月分
合計	2.45(1.375) 月分	2.05 (0.975) 月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・職務段階別加算 5~20%		
・管理職加算 8~25%		

(注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%~25%」とあるのを、「7.2%~23.5%」としています。

イ 退職手当 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

交 通 事 業		
(支給率)	自己都合	定年
勤続 20 年	19.6695 月分	26.1682 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.96105 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分
1 人当たり 平均支給額 (令和 5 年度)	—	—
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)	

(注) 1 退職手当の 1 人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 令和 6 年 3 月 31 日に退職した職員のうち、退職時の年齢が 45 歳以上 57 歳未満の職員 (勤続年数が 20 年以上の職員に限る。) で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員については、早期希望退職の特例措置として 45% 以内の加算をしています。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		7,289千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		117,566円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	62人	3%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

区分		全職種		
支給実績（令和5年度決算）		822千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		30,458円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		43.5%		
手当の種類（手当数）		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
待機手当	旅客自動車運転者	勤務の途中において待機を要する勤務に従事したとき	315千円	運輸主任 1時間につき150円 それ以外の職員 1時間につき140円
夜間特殊業務手当	旅客自動車運転者	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日午前5時まで）において業務に従事したとき	491千円	深夜における勤務時間が2時間以上のとき 勤務1回につき730円 深夜における勤務時間が30分以上2時間未満のとき 勤務1回につき410円
長距離運転手当	旅客自動車運転者	貸切勤務で、1日の運行距離が350キロメートルを超える乗務に従事したとき	17千円	1日の運行距離が350キロメートルを超え470キロメートル以下のとき 日額690円 470キロメートルを超え570キロメートル以下のとき 日額1,030円 570キロメートルを超えるとき 1日につき1,030円に570キロメートルを超える50キロメートルごとに1,000円を加算した額

感染症予防等業務手当の特例	旅客自動車運転者	新型コロナウイルス感染症の患者に対する業務（移送等）に従事したとき	千円 —	日額 3,000 円 (陽性患者の身体に接触して業務を行ったときは、4,000 円)
---------------	----------	-----------------------------------	---------	---

オ 時間外勤務手当

令和 4 年度決算	支給実績	52,326 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	887 千円
令和 5 年度決算	支給実績	46,819 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	794 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当、夜間勤務手当を含みます。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 4 年度決算及び令和 5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和 5 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	同じ	—	千円 3,344	円 1,114,800
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1 人につき 4,000 円～10,000 円を支給	同じ	—	千円 12,987	円 316,766
住居手当	借家・借間等に居住し月額 16,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限 28,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 3,549	円 322,627
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道 1 キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限 55,000 円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて 2,000 円～31,600 円を支給	同じ	—	千円 5,854	円 102,704

単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員のうち、課長級以上の職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務 1 回につき 2,000 円～18,000 円を支給	同じ	—	千円 16	円 16,000
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務 1 回につき 5,300 円（勤務時間が 5 時間を超えない場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円）を支給	同じ	—	千円 —	円 —
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

5 公営競技事業

(1) 職員給与費の状況（令和 5 年度決算）

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 5 年 度	千円 162,639,543	千円 13,354,586	千円 417,595	% 0.3	% 0.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は、ありません。

区 分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
令和5年 度	人 39	千円 169,316	千円 48,485	千円 70,724	千円 288,525	千円 7,398

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
公営競技事業	47.0歳	360,910円	607,520円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

公 営 競 技 事 業			
1人当たり平均支給額（令和5年度）			
1,813千円			
令和5年度			
支給割合	期末手当	勤勉手当	
6月期	1.20(0.675)月分	1.00(0.475)月分	
12月期	1.25(0.70)月分	1.05(0.50)月分	
合計	2.45(1.375)月分	2.05(0.975)月分	
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・職務段階別加算 5~20%			
・管理職加算 8~25%			

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%~25%」とあるのを、「7.2%~23.5%」としています。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

公 営 競 技 事 業		
(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分

勤続35年 最高限度	39.7575 月分 47.709 月分	47.709 月分 47.709 月分
1人当たり 平均支給額 (令和5年度)	—	—
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)	

- (注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
- 2 令和6年3月31日に退職した職員のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		5,691千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		142,987円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	40人	3%

エ 時間外勤務手当

令和4年度決算	支給実績	16,954千円
	職員1人当たり平均支給年額	484千円
令和5年度決算	支給実績	22,080千円
	職員1人当たり平均支給年額	631千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算及び令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

オ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	同じ	—	千円 6,792	円 1,132,000

扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき4,000円～10,000円を支給	同じ	—	千円 7,221	円 343,833
住居手当	借家・借間等に居住し月額16,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限28,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 2,852	円 331,628
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円を支給	同じ	—	千円 4,347	円 133,352
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員のうち、課長級以上の職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務1回につき2,000円～18,000円を支給	同じ	—	千円 633	円 372,353
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円（勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円）を支	同じ	—	千円 —	円 —

	給				
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	— 千円	— 円

第4章 勤務時間

(1) 勤務時間の状況

ア 1週間の勤務時間

38時間45分

イ 一般職員の勤務時間

区分	開始時刻	終了時刻	休憩時間
教職員以外	8時30分	17時15分	60分
教職員	8時30分	17時00分	45分

(2) 年次休暇の取得状況（令和5年度）

区分	総付与日数	総使用日数	平均使用日数	消化率
教職員以外	234,121日	101,103日	15.5日	43.1%
教職員	170,451日	78,995日	16.2日	46.3%

- (注) 1 年度途中で採用・退職したものを除いています。
 2 上下水道局長、交通局長、公営競技局長、再任用短時間職員、期間中に休職（派遣職員を含む。）又は育児休業のある職員、会計年度任用職員及び非常勤職員を除いています。
 3 消化率は、年次休暇平均使用日数を年次休暇平均付与日数で割って、算出しています。

(3) 特別休暇等の概要（令和6年4月1日現在）

休暇の種類	概要
病気休暇	公務以外の負傷又は疾病の際、医師の証明書等に基づいて付与される休暇。1年につき90日以内。（会計年度任用職員は、任期が6ヶ月以上の職員に対して勤務日数に応じて最大10日以内。）
組合休暇	職員団体の活動を行う職員に対し付与される休暇。休暇年度に30日以内。（無給。会計年度任用職員は制度無し。）
公民権の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合に必要と認められる期間付与される休暇。

特別休暇

証人等としての官公署への出頭	裁判員等として裁判所、その他の官公署に出頭する場合に必要と認められる期間付与される休暇。
骨髄移植のための骨髄の提供等	骨髄移植のための骨髄の提供及び末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供に伴う必要な検査、入院等をする場合に必要と認められる期間付与される休暇。(会計年度任用職員は無給。)
ボランティア活動	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う際に付与される休暇。休暇年度に5日以内。(会計年度任用職員は制度無し。)
職員の結婚又はパートナーシップ形成	結婚又はパートナーシップ形成した職員に対して付与される休暇。5日以内。
不妊治療に係る通院等	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇。休暇年度に5日以内(体外受精及び顕微授精を行う場合は10日)。
職員の出産	医師又は助産師の証明に基づき、出産前8週間(多胎妊娠の場合14週間)から出産後8週間までの期間に付与される休暇。(会計年度任用職員は出産前6週間(多胎妊娠の場合14週間)から出産後8週間までの期間。)
配偶者等の子の出産	職員の配偶者又はパートナーシップ関係にある者の出産に伴い与えられる休暇。3日以内。
職員の育児参加	職員の配偶者又はパートナーシップ関係にある者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇。5日以内。
子等の看護又は行事への参加	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員又は12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫を有する職員が、その子若しくはその孫(以下「その子等」という。)の看護又はその子等が在籍する学校等が実施する行事への参加のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇。子の場合は休暇年度に5日(子が2人の場合は10日、子が3人以上の場合は15日)、孫の場合は休暇年度に3日。(会計年度任用職員は、子が2人以上の場合は10日。3日を超える部分については無給。)
短期介護	要介護者の介護その他の任命権者が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇。休暇年度に5日以内。(要介護者が2人以上の場合は10日。会計年度任用職員は、3日を超える部分については無給。)
女子職員の生理	生理日の就業が著しく困難な女性職員に付与される休暇。1回につき2日以内。(会計年度任用職員は、必要と認められる期間。無給。)
忌引	忌引の際、付与される休暇。
父母等の祭日	慣習上父母、配偶者、パートナーシップ関係にある者又は子の祭しを行う際に付与される休日。1日。(会計年度任用職員は制度無し。)
現住居の滅失又は損壊等	地震、水害、火災その他の非常災害により、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合に付与される休暇。7日以内。
交通遮断	出勤することが著しく困難であると認められる場合に必要と認められる期間付与される休暇。
退勤途上の危険回避	地震、水害、火災その他の非常災害により職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に必要と認められる期間付与される休暇。

夏季における健康保持	夏季における健康保持のため付与される休暇。6月から10月までの期間中に6日以内。(会計年度任用職員は、6月から10月までの期間中に継続して2月以上任用があれば、4日以内、継続して1月以上、2月未満任用があれば2日以内。)
育児時間	生後2年に達しない子を育てる職員に認められる。1日につき2回、1回につき45分の範囲内。(会計年度任用職員は、生後1年に達しない子を育てる職員に対して、1日につき2回、1回につき30分の範囲内。無給。)
介護時間	連続する3年以内の期間であって、勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日2時間以内。30分単位。(無給)

第5章 休業等の状況

(1) 休業等の取得者数 (令和5年度)

(単位：人)

区分	性別	育児休業	育児短時間勤務	部分休業	自己啓発等休業	大学院修学休業	配偶者同行休業
教職員以外	男性	83	2	9	0		0
	女性	180	30	136	2		3
教職員以外合計		263	32	145	2		3
教職員	男性	32	1	1	1	0	0
	女性	304	31	13	0	0	1
教職員合計		336	32	14	1	0	1

第6章 分限及び懲戒

(1) 分限処分の状況 (令和5年度)

(単位：人)

区分	免職	降任	休職	合計	失職
被処分者数 (教職員以外)	0	0	105	105	0
被処分者数 (教職員)	0	0	63	63	0

(2) 懲戒処分の状況 (令和5年度)

(単位：人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
被処分者数 (教職員以外)	2	3	2	1	8
被処分者数 (教職員)	2	1	0	0	3

第7章 職員の服務

地方公務員法第30条には、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と服務の根本基準が定められています。それを具現するため、同法は、法令や上司の命令に従う義務、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等を職員に課しています。

こうした法の趣旨に鑑み、本市では、職務に係る倫理の保持や職員の不正防止を目的とした倫理研修を実施しています。また、組織としての自浄作用の向上を図るとともに、市民に信頼される適正な職務執行を支援する公益通報制度を設けています。

(1) 服務規律の遵守に関する取組（令和5年度実績）

服務規律の遵守のため、次のような研修を行っています。

ア 【教育委員会（教職員）以外】

研修	科目	対象者	概要
新規採用職員研修	職員の服務	新規採用職員	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法及び地方自治法を中心とした公務員の義務や責任、服務規律を学ぶ。 ・本市職員の不祥事を例に挙げ、注意を喚起する。
採用2年次職員研修	公務員倫理	採用2年次職員	
採用6年次職員研修	公務員倫理	採用6年次職員	
採用10年次職員研修	公務員倫理	採用10年次職員	
新任主査研修	公務員倫理	新任主査	
新任係長研修	公務員倫理	新任係長	
管理監督者マネジメント研修	—	全部長職	

イ 【教育委員会（教職員）】

研修	科目	対象者	概要
新採教諭等研修	公務員倫理 自己の健康管理	新採教諭 新採養護教諭 新採栄養教諭 新採学校事務職員	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法及び地方自治法を中心とした公務員の義務や責任、服務規律を学ぶ。 ・本市職員の不祥事を例に挙げ、注意を喚起する。
中堅教諭等資質充実研修	公務員倫理 飲酒運転撲滅	10年次教諭 10年次養護教諭 10年次栄養教諭 10年次学校事務職員	
新採校長研修	公務員倫理	新採校長	
管理職課題研修	公務員倫理 飲酒運転撲滅	校長・副校長・教頭	

(2) 公益通報制度の運用状況（令和5年度実績）

区分	受付件数	通報内容	是正措置等を講じた件数
内部通報	2件	職場の不正に関すること（1件） 職員の職務専念義務違反に関すること（1件）	職員の職務専念義務違反に関すること（1件）
外部通報	1件	職場の法律違反に関すること（1件）	職場の法律違反に関すること（1件）
合計	3件	—	—

- (注) 1 「内部通報」とは、北九州市の事務又は事業に関して、職員等から本市の事務又は事業に関する法令違反行為等について、通報があったものです。
2 「外部通報」とは、公益通報者保護法に規定された法律に関する法令違反行為のうち、本市が処分（命令、取消し等）や勧告等の権限を有するものについて、

通報があったものです。

第8章 研修

(1) 研修方針（令和5年度）

ア 【教育委員会（教職員）以外】

- 1 公務員として高い能力と倫理観を持ち、自ら学ぶ職員の育成をめざす。
- 2 広い視野と、市民や民間と協働するための必要な知識・技術の修得をめざす。
- 3 各階層に求められる役割と資質の認識、向上をめざす。
- 4 人を育て、お互いが学び合い、能力を高め合う組織づくりを支援する。

イ 【教育委員会（教職員）】

北九州市の教育（学校・家庭・地域）の現状を踏まえ、「北九州市立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」のキャリアステージに応じた研修体系に基づき、教職員に求められる資質の向上を図る研修を実施していく。

(2) 研修実績（令和5年度）

ア 【教育委員会（教職員）以外】

区分	内容	受講者数（人）
階層別研修 （13研修）	職員の採用からの年次や各職位への昇任に応じ、共通して求められる知識・技能の習得や能力の開発を行う。	1,407
職務遂行能力向上 研修 （11研修）	人事評価制度の各評価要素に対応した職務遂行能力向上研修を実施。	226
実務能力向上研修 （5研修）	実務担当者としての業務知識及び実践的スキルの習得を目的とした実務能力向上研修を実施。	2,366
人材育成・マネジメント強化研修 （5研修）	職場における人材育成能力の向上及び管理監督者のマネジメントの強化を目的とした研修を実施。	366
派遣研修	先進的な行政手法の実地での習得、幅広い視野の涵養等のため、中央省庁、民間企業、財団、大学院等に研修として派遣。	39
自己啓発	北九州市立大学ビジネススクール修学助成、通信教育講座及び語学講座の紹介、資格取得支援並びに自主研究グループ活動の支援。	229
講演会	時代の変化に対応した新しい情報や幅広い視野を身に付けることを目的とし、全国的に著名な講師による講演会を開催。	159

イ 【教育委員会（教職員）】

区分	内容	受講者数（人）
基本研修 （125研修）	各教職員の階層、ライフステージに応じた資質能力の向上	8,840
専門研修 （50研修）	教科等・課題別の実践的指導力、教育相談、情報教育及び養護教育に関連する実践的資質能力の向上	4,366

派遣研修	在外教育施設派遣、大学院研修、国内派遣研修	13
------	-----------------------	----

第9章 勤務成績の評価

(1) 勤務成績の評価の概要（令和5年度）

ア 【教育委員会（教職員）以外】

区分	概要	対象		評価段階
		職種	職務上の地位	
定期評価	職員が職務遂行に当たって発揮した能力及び業績を評価し、職員の適正配置、昇任、昇給、指導育成等の人事管理を行うための基礎情報として活用。	すべての職種	部長級以下	A～Eの5段階
業績目標管理制度	一年間の職務の遂行結果を業績として評価し、評価結果を翌年度の勤勉手当に反映。	すべての職種	課長級以上	A～Eの5段階

イ 【教育委員会（教職員）】

区分	概要	対象	評価段階
定期評価	教職員の職務遂行上の能力、意欲及び実績を評価し、職員の適正配置、指導育成上の人事管理などを行うための基礎情報として活用	校長・園長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・実習助手・講師・養護助教諭・学校事務職員・学校栄養職員、寄宿舎指導員	A～Eの5段階

(2) 評価者研修の実施状況（令和5年度）

ア 【教育委員会（教職員）以外】

対象者	内容	実施回数等
係長級以上の全職員	eラーニングによる人事評価基準、評価要素等の定着を図る研修	年1回
新任課長	人事評価制度全般の研修	年1回 半日
新任係長	人事評価制度全般の研修	年1回 1日

イ 【教育委員会（教職員）】

対象者	内容	実施回数等
新任教頭、園長	人事評価制度ほか全般の研修	年1回
校長、園長	人事評価にかかる実践研修	年2回
副校長、教頭	人事評価にかかる実践研修	年2回

第10章 福祉及び利益の保護

(1) 職員の健康管理に関する取組状況（令和5年度）

ア 【教育委員会（教職員）以外】

事業名	概要
職員の健康診断等	労働安全衛生法第66条に基づく定期健康診断、特殊健康診断、雇入時健康診断のほかに、人間ドック、ストレスチェック等を実施。
職員に対する健康相談・保健指導	労働安全衛生法第66条の7、第66条の8、第66条の9、第66条の10又は第69条に基づき、定期健康診断結果に基づく保健指導、過重労働職員に対する保健指導、ストレスチェック結果に基づく保健指導、産業医・保健師、臨床心理士によるメンタルヘルス相談等を実施。 また、EAP（従業員支援プログラム）を外部相談機関に委託し、相談業務を実施。
啓発活動	安全（労働衛生）週間、研修会、ビデオ・DVDの貸出し等を実施。

イ 【教育委員会（教職員）】

事業名	概要
教職員の健康診断等	労働安全衛生法第66条及び学校保健安全法第15条に基づく定期健康診断のほかに、特殊健康診断、雇入時健康診断、人間ドック等を実施。
教職員に対する健康相談・保健指導	労働安全衛生法第66条の7若しくは69条に基づき、定期健康診断結果に基づく保健指導、産業医又は保健師によるメンタルヘルス相談等を実施。教育委員会以外に健康相談窓口を設置。
啓発活動	労働（安全衛生）週間での取組、研修会を実施。

(2) 職員の健康管理の実施状況（令和5年度）

ア 【教育委員会（教職員）以外】

(ア) 職員の健康診断の実施状況

項目	概要	検査項目
定期健康診断	労働安全衛生規則第44条に基づき、全職員を対象に実施。	胸部X線検査、血圧検査、貧血検査等の血液検査、心電図検査等の法定項目のほか、情報機器検査、血液生化学検査（ヘモグロビンA1c、尿酸、クレアチニン）
特殊健康診断	有機りん剤、有機溶剤、高気圧、電離放射線、特定化学物質取扱い業務等に従事する職員を対象に実施。	代謝物の検査、眼底検査等の法定項目
雇入時健康診断	労働安全衛生規則第43条に基づき、新規採用職員を対象に実施。	胸部X線検査、血圧検査、貧血検査等の血液検査、心電図検査等の法定項目のほか、情報機器検査、血液生化学検査（ヘモグロビンA1c、尿酸、クレアチニン）
日帰り人間ドック	30歳以上の職員のうち希望者を対象に実施。	胸部X線検査、血圧検査、貧血検査等の血液検査、心電図検査等の法定項目のほか、情報機器検査、血液生化学検査（ヘモグロビンA1c、尿酸、クレアチニン）
ストレスチェック	定期健康診断対象者に実施。	職業性ストレス簡易調査（57項目版）

(イ) 健康相談・保健指導の実施状況

項目	概要
定期健康診断結果に基づく保健指導	健康診断の結果、心身の疾病予防のため、産業医が必要と判断した職員を対象に保健指導を実施。
過重労働職員に対する保健指導	1か月に80時間以上の時間外勤務を行った職員（管理監督者含む）を対象に保健指導を実施。
産業医・保健師、臨床心理士による相談	産業医又は保健師が、職員に対して、メンタルヘルス及び身体についての相談業務を実施。メンタルヘルスに関しては、臨床心理士も実施。
EAP（従業員支援プログラム）による相談	EAPを外部相談機関に委託し、職員・家族に対して、職場やプライベートにおける様々な不安や悩みに関する相談業務を実施。
ストレスチェック結果に基づく保健指導	ストレスチェックの結果、高ストレスと判定され、面接指導を申し出た職員を対象に、保健指導を実施。

(ウ) 啓発活動の実施状況

項目	概要
安全（労働衛生）週間	安全（衛生）管理者による職場巡視等を実施。
研修会	衛生管理者を対象に、安全衛生に関する研修会を実施。

イ 【教育委員会（教職員）】

(ア) 職員の健康診断の実施状況

項目	概要	検査項目
定期健康診断	労働安全衛生規則第44条及び学校保健安全法第15条並びに同法施行規則第13条に基づき、全職員を対象に実施。	胸部X線検査、血圧検査、貧血検査等の血液検査、心電図検査等の法定項目
特殊健康診断	情報機器作業に従事する（予定も含む）職員を対象に実施。	情報機器検査
雇入時健康診断	労働安全衛生規則第43条に基づき、新規採用職員を対象に実施。	胸部X線検査、血圧検査、貧血検査等の血液検査、心電図検査等の法定項目
日帰り人間ドック	職員のうち希望者を対象に実施。（実施主体：北九州市教職員互助会等）	胸部X線検査、血圧検査、貧血検査等の血液検査、心電図検査等の法定項目のほか、血液生化学的検査（LDH、ZTT、アミラーゼ）血清学的検査（ α -フェトプロテイン、CEA）
胃集団検診	学校保健安全法第15条及び同法施行規則第15条に基づき、40歳以上の職員を対象に実施。	胃部X線直接撮影

ストレスチェック	定期健康診断対象者に実施。	職業性ストレスチェック簡易調査（57項目版）
----------	---------------	------------------------

(イ) 健康相談・保健指導の実施状況

項目	概 要
定期健康診断結果に基づく保健指導	健康診断の結果、心身の疾病予防のため、産業医が必要と判断した教職員を対象に産業医又は保健師が保健指導を実施。
過重労働教職員に対する面接指導	勤務時間外における在校等時間の合計が、月100時間以上の教職員、月80時間以上100時間未満で申し出（希望）のあった教職員及び「疲労に関する調査票」の総合評価が6～7点の者のうち、産業医が面談必要と判断した教職員に対し、医師による面接指導を実施。
産業医・保健師による相談	産業医又は保健師が、職員に対して、メンタルヘルス及び身体についての相談業務を実施。
ストレスチェック結果に基づく面接指導	ストレスチェックの結果、高ストレスと判定され、面接指導を申し出た教職員を対象に、医師による面接指導を実施。

(ウ) 啓発活動の実施状況

項目	概 要
安全（労働衛生）週間	安全衛生管理員、安全（衛生）管理者による職場巡視等を実施。
研修会	安全衛生管理員を対象に、安全衛生および公務災害防止対策に関する研修会を実施。

(3) 北九州市職員共済組合の事業実施状況（令和5年度）

北九州市職員共済組合は、地方公務員等共済組合法に基づき、相互救済を目的とする制度を設け、もって組合員（職員）及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図り、公務の能率的運営に資することを目的として、次のような事業を実施しています。

組合員数	11,088 人	
決算額・事業内容	○短期経理（医療給付や育児休業手当金、介護休業手当金等の給付） 組合員とその被扶養者の負傷・疾病等のための医療給付や、育児・介護休業を取得している組合員に対する手当金の給付を行っています。	
	決算額 (給付額)	3,610,066 千円

保険料率	区分	期間	給料 標準報酬	期末手当 標準期末手当
	組合員	令和5年4月 ～ 令和6年3月	43.89/1,000 (介護※ 8.95/1,000)	43.89/1,000 (介護※ 8.95/1,000)
	事業主	令和5年4月 ～ 令和6年3月	43.89/1,000 (介護※ 8.95/1,000)	43.89/1,000 (介護※ 8.95/1,000)
	公的負担 ※	令和5年4月 ～ 令和6年3月	0.08/1,000	0.08/1,000
	調整負担 金※	令和5年4月 ～ 令和6年3月	0.1/1,000	0.1/1,000

※公的負担・・・育児・介護休業手当金の給付に充てるため、法律で事業主が負担することとなっています。

※調整負担金・・・全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」と表記します。）の実施する、特別財政調整事業の拠出金の財源に充てられます。

※介護・・・介護保険制度の第2号被保険者に該当する40歳以上65歳未満の組合員を対象として徴収しています。

○厚生年金保険経理、退職等年金経理、経過的長期経理

平成27年10月の被用者年金一元化後、年金資産は、厚生年金部分（厚生年金保険経理）、一元化後の職域部分（退職等年金経理）、一元化前の職域部分（経過的長期経理）の3つに分けて管理されています。

当組合では、組合員から保険料・掛金、事業主から負担金を徴収し、市町村連合会の各基金へ払込みを行います。

保険料率	厚生年金保険法、地方公務員共済組合連合会定款・総務省告示に基づく保険料率※	
	区分	標準報酬・標準期末手当 令和5年4月～6年3月
	組合員	91.50/1,000
		7.5/1,000
	事業主	—
91.50/1,000		
7.5/1,000		
公的負担※	0.0990/1,000	
	36.00/1,000	
	—	
	—	

※上段：厚生年金保険経理、中段：退職等年金経理、下段：経過的長期経理

※公的負担・・・基礎年金拠出金に必要な費用として、法律で事業主が負担することとなっています。

○業務経理（事務費）

決算額（事業費）	128,191千円
----------	-----------

○保健経理（保健事業）

組合員とその被扶養者の健康の保持増進や元気回復を目的とする保健事業（特定保健指導、共済体育館の運営等）を行っています。

決算額 (事業費)	208,519 千円			
保険料率	区分	期間	給料 標準報酬	期末手当 標準期末手当
	組合員	令和5年4月～ 令和6年3月	1.62/1,000	1.62/1,000
	事業主	令和5年4月～ 令和6年3月	1.62/1,000	1.62/1,000

○貸付経理（一般（自動車）貸付、住宅貸付、特別（医療、入学、修学、結婚、葬祭）貸付、災害貸付、高額医療貸付、出産貸付）

組合員の福祉の増進に資するための事業として、住宅取得等のための資金の貸付事業を行っています。

〈貸付事業の人件費・事務費は貸付金の利息収入を充当〉

決算額（事業費）	4,560 千円
貸付残高（令和5年度末）	722,639 千円

(4) 北九州市職員厚生会の事業実施状況（令和5年度）

北九州市職員厚生会は、北九州市職員厚生会に関する条例に基づき、職員の福利厚生を増進を図ることを目的として、次のような事業を実施しています。

会員数	8,626 人	
会員掛金・納付金率	給料月額 of 5/1,000	
事業主交付金率	給料月額 of 3/1,000	
公費負担割合	会員掛金・納付金：事業主交付金=5：3	
決算額・事業内容	一般経理事業 211,425 千円 (財源：事業主交付金、会員掛金等)	<ul style="list-style-type: none"> 一般給付 次世代育成支援（結婚、出産、入学、卒業）、香華料 厚生会施設の運営（食堂、売店）
	互助経理事業 153,399 千円 (財源：会員納付金、収益経理からの繰入金等)	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業見舞金、介護休暇見舞金、リフレッシュ助成金 元気回復補助事業 福利厚生サービス事業
	収益経理事業 62,121 千円 (財源：貸付手数料、保険取扱手数料収入等)	<ul style="list-style-type: none"> 厚生貸付 グループ保険、医療保険、任意共済保険、団体終身保険、団体扱い生命保険、団体扱い損害保険、退職者団体扱い損害保険、火災共済、公務員賠償責任保険 広告事業
事業等見直し	平成26年度	事業主負担金率を給料月額の1000分の3に削減
	平成27年度	香華料の支給区分の見直し

平成28年度	機関誌「こうせい」への広告掲載を開始
平成29年度	福利厚生事業の外部委託、借上保養所の廃止等
平成30年度	新入学・修学貸付の申込を停止
令和元年度	厚生手帳の廃止
令和2年度	元気回復補助ポイントの削減(2,000ポイント)、日帰り人間ドック補助の廃止
令和3年度	元気回復補助ポイントの削減(1,000ポイント)
令和4年度	退職記念懇談会の廃止

【令和5年度北九州市人事委員会の業務状況について】

第1章 組織及び運営

(1) 委員

職名	氏名	常勤・非常勤の別	就任年月日	任期満了年月日
委員長	高橋 直人	非常勤	令和5年8月21日 (委員就任令和5.8.3)	令和9年8月2日
委員	成清 雄一	非常勤	令和元年5月8日	令和9年5月7日
委員	阿高 和憲	非常勤	令和5年10月18日	令和7年10月17日

(2) 委員会開催状況

委員会開催回数	議案	協議	報告
26回	75件	6件	37件

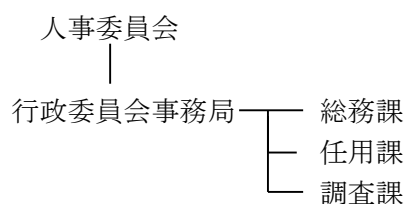
(3) 事務局

ア 職員数

(人)

局長級	部長級	課長級	係長級	一般職員	計
1	1	2	5	8	17

イ 組織図



ウ 令和5年度予算

(千円)

委員報酬	職員給与費	その他経費	合計
10,284	157,210	48,553	216,047

第2章 任用関係事務

(1) 競争試験等の実施状況

ア 実施日

種類	公告日	第1次試験日	第2次(3次)試験日	最終合格発表日
上級採用試験 【先行枠】	3月1日	【SPI3】 4月8日～20日	【口述試験Ⅰ】 5月16日～17日 【筆記試験】 6月4日 【口述試験Ⅱ(プレゼン・個別面接)】 6月18日	6月30日
上級等採用試験	4月17日	【SPI3】 5月20日～29日 ※行政Ⅱ、行政(就職氷河期支援)のみ 【筆記試験】 6月18日 【口述試験】 7月15日～16日	【筆記試験】 6月18日 【口述試験】 8月7日、11日～13日	8月23日
初級等採用試験	7月21日	【筆記試験】 9月24日 【口述試験】 10月15日	【筆記試験】 9月24日 【口述試験】 11月8日～9日	11月21日
障害者を対象とする採用選考	7月21日	【筆記試験】 9月17日、9月24日	【口述試験】 10月18日	11月9日
上級採用試験 【秋季枠】 (行政)	7月21日	【SPI3】 9月7日～19日	【口述試験Ⅰ】 10月15日 【筆記試験】 10月29日 【口述試験Ⅱ(プレゼン)】 11月6日	11月21日
上級採用試験 【秋季枠】 (土木)		【筆記試験】 9月24日 【口述試験】 10月15日	【筆記試験】 9月24日 【口述試験】 11月8日～9日	

イ 実施状況

区分		採用 予定数	申込 者数	受験者 数	第1次 合格者数	最終 合格者数	競争倍率 (倍)
上級	行政Ⅰ(プレゼン) 【先行枠】	18	257	242	90	25	9.7
	行政Ⅰ(プレゼン) 【秋季枠】	3	66	54	25	4	13.5
	行政Ⅰ(専門択一)	40	241	159	60	42	3.8
	行政Ⅰ(小論文)	20	126	89	27	21	4.2
	行政Ⅱ	3	110	100	10	7	14.3
	行政(就職氷河期支援)	3	111	104	7	3	34.7
	デジタル	3	24	15	6	3	5.0
	社会福祉Ⅰ	7	22	16	6	5	3.2
	社会福祉Ⅱ	3	33	24	6	5	4.8

大学 卒 程 度	一 般 技 術 員	心理	2	3	3	2	1	3.0	
		土木Ⅰ（専門面接） 【先行枠】	5	19	19	14	6	3.2	
		土木Ⅰ（専門択一） 【秋季枠】	3	9	3	3	2	2.7	
		土木Ⅱ【秋季枠】		5	5	2	1		
		土木Ⅰ（専門択一） 【通常枠】	15	22	19	10	9	2.7	
		土木Ⅱ【通常枠】		14	8	1	1		
		建築Ⅰ	3	7	3	2	1	2.3	
		建築Ⅱ		6	4	2	2		
		電気Ⅰ	3	11	6	5	3	2.2	
		電気Ⅱ		9	5	3	2		
		機械Ⅰ	3	7	3	3	2	3.3	
		機械Ⅱ		12	7	3	1		
		農学Ⅰ	(造園)	3	2	0	-	-	2.3
			(農業)		6	4	3	2	
			(林業)		4	3	1	1	
		農学Ⅱ	(造園)	2	2	2	1	4.2	
		環境Ⅰ	(化学)	3	7	6	2		2
			(生物)		6	3	0		-
		環境Ⅱ	(化学)	3	9	7	3		2
			(生物)		6	5	1		1
		衛生	(農芸化学)	2	8	6	2		2
			(薬学)		3	3	1	1	
			(水産)		3	2	1	1	
			(畜産)		2	0	-	-	
		消防士	12	125	92	20	11	8.4	
		獣医師Ⅰ	2	2	2	2	1	2.0	
		獣医師Ⅱ		0	-	-	-		
中級・短大卒程度	保健師	6	35	29	12	8	3.6		
	保育士	4	18	17	7	6	2.8		
	作業療法士	1	11	8	3	1	8.0		
	学校事務職員Ⅰ	若干名	50	33	4	1	33.0		
	学校事務職員Ⅱ	若干名	124	82	8	3	27.3		
初級・高校卒程度	一般事務員	20	189	121	40	25	4.8		
	一般技術員（土木）	10	11	9	6	5	1.8		
	一般技術員（建築）	2	5	4	4	3	1.3		
	一般技術員（電気）	2	4	3	2	1	3.0		
	一般技術員（機械）	2	5	4	2	2	2.0		
	消防士	6	135	86	12	8	10.8		
	消防士（航海）	若干名	0	-	-	-	-		
	消防士（機関）		1	1	1	1	1.0		
障害者を 対象とする 採用選考	上級	8	24	14	7	3	9.6		
	初級		44	34	16	2			
	学校事務	若干名	36	22	11	2	11.0		

(2) 昇任試験の実施状況

ア 消防職以外昇任試験

(ア) 能力認定試験

a 実施日

種 類	告知日	能力認定試験	合格発表日
係長職・主査職 共通能力認定試験	3月1日	8月20日	9月8日
主査職能力認定試験	3月1日	8月20日	9月8日

b 実施状況

種 類		申込者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
係長職・主 査職共通能 力認定試験	行政共通	1,034	846	120	14.2
	保育共通	57	56	7	12.5
主査職能力 認定試験	S P 市民生活環境	2	2	1	50.0
	S P 学校環境	0	—	—	—
	保健師	31	28	7	25.0

(イ) 選考

a 実施日

種 類	告知日	選 考		最終合格発表日
		一次	二次	
係長職昇任選考	9月8日	10月4日～17日	1月11日～16日	1月19日
主査職昇任選考	9月8日	10月4日～17日		12月15日

b 実施状況

		申込者数	受験者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
係長職 昇任選考	行政共通	652	640	77	8.3
	保育共通	24	24	1	24.0
主査職 昇任選考	行政共通	246	245	93	2.6
	保育共通	21	21	4	5.3
	S P 市民生活環境	4	4	0	—
	S P 学校環境	1	1	0	—
	保健師	16	16	6	2.7

イ 消防職昇任試験

(ア) 実施日

種 類	告知日	第1次選考日	第2次選考日	最終合格発表日

消防司令（係長職） 昇任試験	3月1日	8月20日	10月13日	11月10日
消防司令補（主査職） 昇任試験	3月1日	9月24日	10月27日	11月10日

（イ）実施状況

		申込者数	受験者数	最終合格者数	競争倍率（倍）
消防司令 （係長職） 昇任試験	消防司令A	54	54	3	18.0
	消防司令B	129	128	4	32.0
消防司令補 （主査職） 昇任試験	消防司令補A	373	369	13	28.4
	消防司令補B	15	15	0	-

第3章 令和5年「職員の給与等に関する報告及び勧告」

（1）報告の内容

<p>1 本市職員・市内民間企業事業所の給与等の状況（令和5年4月1日）</p> <p>2 在宅勤務等手当について 国や他都市の動向などを勘案し、本市職員の実態を踏まえながら、在宅勤務等手当の新設等について検討する必要がある。</p> <p>3 これからの給与制度について 令和6年に向けた給与制度アップデートの骨格案が示されたことを受け、国や他都市の動向などを注視し、本市の実情に応じた給与制度の在り方について調査・研究する必要がある。</p> <p>4 多様で有為な人材の確保等について 当委員会においては、本市の実態及び変化の時代に応じた採用試験制度を研究し、その在り方を見直していく。任命権者においては、多様で有為な人材から選ばれる魅力ある職場環境づくり等に取り組みたい。</p> <p>5 人事評価制度について 引き続き本市の実情に即した評価制度とその結果の更なる活用について、調査・研究されたい。</p> <p>6 障害者雇用について 障害特性や個性に応じて、能力を有効に発揮できるよう、合理的配慮に対する理解を職場全体に浸透させていくとともに、勤務環境の整備や職務の調整等に取り組むなど、障害者雇用の促進について、引き続き調査・研究されたい。</p> <p>7 会計年度任用職員について 勤勉手当の支給等について、地方自治法等の改正趣旨等を踏まえ、適切に対応されたい。</p>

8 本市職員の働き方について

ア ワーク・ライフ・バランスの推進について

各種制度が十分に活用されるよう職場環境の整備に努め、多様で柔軟な働き方を推進されたい。また、勤務間インターバルを確保する措置については、国や他都市の動向も注視しながら本市の実情を踏まえて研究されたい。

イ 時間外勤務の削減について

業務負担の平準化及び業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、適切なマネジメントを行い、勤務時間の適正管理及び時間外勤務の削減に取り組まれたい。

ウ 教職員の長時間労働の改善について

学校現場の特殊性を踏まえ、業務改善や体制整備に取り組むとともに、教職員が本来業務に注力できる環境の整備に取り組まれたい。また、国においては、教職調整額等の在り方を含む教師の処遇改善等について検討がなされており、その方向を注視し、適宜必要な措置を講じられたい。

エ 女性職員の活躍推進について

多様な職務経験の付与や能力開発支援などの人材育成の強化及び、柔軟な働き方の推進などの仕事と生活を両立できる職場環境づくりに向けた取組を進める必要がある。

9 心の健康づくりについて

職場のストレス要因の軽減・除去に取り組むとともに、高齢層職員も含めたすべての職員が、心身ともに健康で安心して働くことができる職場づくりに取り組まれたい。

10 ハラスメントの防止について

研修による意識啓発等により、ハラスメントのない職場環境づくりを推進されたい。

11 公務員としての自覚をもって

- ・任命権者においては、あらゆる機会を通じ、職員の倫理意識の高揚、法令順守の徹底及び服務規律の確保に努め、不祥事の防止・根絶に全力で取り組まれたい。
- ・職員においては、職務の内外を問わず高い倫理観を持ち、全体の奉仕者であることを強く自覚して行動し、市民の信頼に応えていただきたい。

(2) 勧告の内容

①勧告日

令和5年9月15日

②北九州市職員と民間従業員との給与較差

民間事業所の従業員 の給与（事務・技術 関係職種）	北九州市職員の給与 （行政職）	較 差	
		A - B	比率 C / B × 100
A 398,457 円	B 394,787 円	C 3,670 円	0.93%

③勧告の内容

給料表の改定 月例給について (1) 行政職給料表 人事院勧告における同種俸給表の改定傾向、市内民間事業所の初任給の状況及び人員構成等を考慮の上、全体的に改定 (2) その他の給料表 行政職給料表及び国家公務員の俸給表との均衡を考慮した改定 (3) 実施時期 令和5年4月1日

第4章 勤務条件についての措置要求

係属件数			処理件数					計	翌年度への繰越
前年度からの繰越	新規要求	計	却下	取下げ・打切	判定				
					全部否認 (一部却下を含む)	一部容認	全部容認		
0	0	0	0	0 (却下及び打切)	0	0	0	0	

第5章 不利益処分についての審査請求

係属件数			処理件数					計	翌年度への繰越
前年度からの繰越	新規請求	計	却下	取下げ	裁決				
					処分承認	処分修正	処分取消		
1	1	2	0	0	0	0	0	0	2

(注) 昭和41年4月から昭和60年3月までの争議行為等に関する審査請求など、審理が長期間中断している事案は除いている。

第6章 職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（苦情相談）

係属件数			処理件数	翌年度への繰越
前年度からの繰越	新規申出	計		
2	12	14	13	1

【障害者である職員の任免に関する状況の公表】（令和6年6月1日現在）

（1）実雇用率

法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	実雇用数	実雇用率	不足数
9,683 人	304.0 人	3.14 %	0 人

- （注）1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。
- 2 「実雇用数」とは、実雇用率の算定に用いるもので、重度身体障害者及び重度知的障害者について1人を2人に換算し、短時間労働者について、1人を0.5人に換算したものです。
- 3 「不足数」とは、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」に法定雇用率（2.8%）を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から「実雇用数」を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となります。
- 4 本市は、市長事務部局、上下水道局、交通局、公営競技局、教育委員会を一体とした特例認定を受けており、特例認定後の職員数、実雇用数、実雇用率、不足数を掲載しています。

（2）定着率

	実績
常勤職員 （採用1年後の定着率）	80%
非常勤職員 （採用6か月後の定着率）	100%

- （注）1 定着率は、令和5年度に採用した障害のある職員のうち、採用1年（6か月）以内に職場不適應により退職した職員以外の職員の割合です。
- 2 特例認定後の定着率を掲載しています。

（3）満足度

	実績
令和5年度満足度	73.8%

- （注）1 満足度は、障害のある職員を対象として行う満足度に関するアンケートのうち、「現在の職場で働いていることの全体評価」における「満足」又は「やや満足」の割合です。
- 2 特例認定後の満足度を掲載しています。

【令和6年度等級別基準職務表及び等級等ごとの職員の数の公表】（令和6年4

月1日現在）

第1章 北九州市職員の給与に関する条例

（1）行政職給料表

職務	級別基準職務表に規定	合計	内訳	職制上の段階
----	------------	----	----	--------

の級	する基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	882	19.3	係員	882	882	19.3	1等級
				計	882			
2級	主任の職務	1172	25.6	主任 主任指導主事	1163 9	1172	25.6	2等級
				計	1172			
3級	主査の職務	982	21.4	主査 主査指導主事	971 11	982	21.4	3等級
				計	982			
4級	係長又は指導主事の職務	1036	22.6	係長 担当係長 指導主事 保育所長 出張所次長 地域交流センター次長 工場次長 夜間・休日急患センター次長 第2夜間・休日急患センター次長 斎場長 動物愛護センター次長 渡船事業所次長 市立高等学校事務長 農業委員会事務局次長	604 364 33 14 8 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1	1036	22.6	4等級
				計	1036			
5級	課長又は主幹の職務	386	8.4	課長 担当課長 主幹 出張所長 環境センター副所長 環境センター工場長 会計室次長 秘書室次長 東京事務所副所長 区政事務センター所長 松本清張記念館事務局長 文学館事務局長 漫画ミュージアム事務局長 難病相談支援センタ	218 116 7 7 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1	386	8.4	5等級
				計	386			

				子ども総合センター 所長	1			
				折尾総合整備事務所 所長	1			
				エネルギー産業拠点 化推進室長	1			
				議会事務局次長	1			
				行政委員会事務局次 長	1			
				図書館副館長	1			
				女性の輝く社会推進 室長	1			
				物流拠点推進室長	1			
				中央卸売市場長	1			
				計	95			
7 級	区長又は局長の職務	27	0.6	局長	14	27	0.6	7 等級
				区長	7			
				担当理事	2			
				会計室長	1			
				危機管理監	1			
				デジタル政策監	1			
				教育次長	1			
				計	27			
合計		4580	100					

(2) 消防職給料表

職務 の級	級別基準職務表に規定 する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	係員の職務	176	20.1	係員	176	176	18.3	1 等級
				計	176			
2 級	主任の職務	309	31.0	主任	309	309	32.2	2 等級
				計	309			
3 級	主査の職務	286	29.6	主査	286	286	29.8	3 等級
				計	286			
4 級	係長の職務	134	13.7	係長	66	134	14.0	4 等級
				担当係長	68			
				計	134			

5級	課長又は主幹の職務	44	4.4	課長	25	44	4.6	5等級
				担当課長 主幹	17 2			
				計	44			
6級	部長又は消防署長の職務	10	1.1	部長	3	10	1.0	6等級
				消防署長	7			
				計	10			
7級	局長の職務	1	0.1	局長	1	1	0.1	7等級
				計	1			
合計		960	100					

(3) 教育職給料表(1)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校の講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務	0	0					1等級
				計	0			
2級	高等学校の教諭又は養護教諭の職務	34	85.0	教諭	34	34	85.0	2等級
				計	34	34		
特2等級	高等学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	4	10.0	主幹教諭	2	4	5.0	特2等級
				指導教諭	2		5.0	
				計	4			
3級	高等学校の副校長又は教頭の職務	2	5.0	副校長	1	2	2.5	3等級
				教頭	1		2.5	
				計	2			
4級	高等学校の校長の職務	0	0	校長	0	0	0.0	4等級
				計	0			
合計		40	100					

(4) 教育職給料表(2)

職務	級別基準職務表に	合計	内訳	職制上の段階
----	----------	----	----	--------

の級	規定する基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	幼稚園の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	0	0					
				計	0			
2級	幼稚園の教諭又は養護教諭の職務	5	55.6	教諭	5	5	55.6	2等級
				計	5			
3級	幼稚園の園長の職務	4	44.4	園長	4	4	44.4	3等級
				計	4			
合計		9	100					

(5) 研究職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	学芸員の職務	26	74.3	係員	26	26	74.3	1等級
				計	26			
2級	係長の職務	7	20.0	係長 担当係長	1 6	7	20.0	2等級
				計	7			
3級	課長の職務	2	5.7	課長	2	2	5.7	3等級
				計	2			
4級	部長の職務	0	0	担当部長	0	0	0.0	4等級
				計	0			
合計		35	100					

(6) 医療職給料表(1)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階

1級	医師又は歯科医師の職務	4	40.0	係員 担当係長	2 2	4	40.0	1 等級
				計	4			
2級	困難な業務を行う医師又は 歯科医師の職務	5	50.0	係長 課長 担当課長	1	1	10.0	2 等級
					3 1			4
				計	5	5		
3級	部長の職務	0	0	部長	0	0	0.0	4 等級
				計	0			
4級	局長又は担当理事の職務	1	10.0	担当理事	1	1	10.0	5 等級
				計	1			
合計		10	100					

(7) 医療職給料表(2)

職務 の級	級別基準職務表に規定 する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	9	12.7	係員	9	9	12.7	1 等級
				計	9			
2級	主任の職務	26	36.6	主任	26	26	36.6	2 等級
				計	26			
3級	主査の職務	19	26.8	主査	19	19	26.8	3 等級
				計	19			
4級	係長の職務	15	21.1	係長 担当係長	5 10	15	21.1	4 等級
				計	15			

5級	課長の職務	2	2.8	課長 食肉センター所長	1 1	2	2.8	5等級
				計	2			
合計		71	100					

(8) 医療職給料表(3)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0					
				計	0			
2級	保健師、助産師又は看護師の職務	89	50.6	係員	89	89	50.6	2等級
				計	89			
3級	主査の職務	33	18.8	主査	33	33	18.8	3等級
				計	33			
4級	係長の職務	54	30.7	係長	16	54	30.7	4等級
				担当係長	26			
				夜間・休日急患センター看護師長	8			
				第2夜間・休日急患センター看護師長	4			
				計	54			
合計		176	100					

(9) 特定任期付職員給料表

号給	号給の基準となるべき標準的な場合	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	0	0		
				計	0
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	0	0		
				計	0
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	1	33.3	担当係長	1
				計	1

4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	2	66.7	担当課長	1
				校長	1
				計	2
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	2	66.7	担当課長	1
				校長	1
				計	0
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0		
				計	0
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	0	0		
				計	0
合計		3	100		

第2章 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例

(1) 教育職給料表(3)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	特別支援学校の講師(任用の期限を付さないものを除く。)、助教諭、養護助教諭、栄養教諭(任用の期限を付さないものを除く。)又は寄宿舎指導員の職務	199	27.3	講師	193	199	27.3	1等級
				助教諭	0			
				養護助教諭	4			
				栄養教諭	2			
				寄宿舎指導員	0			
				計	199			
2級	特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭(任用の期限を付さないものに限る。)又は講師(任用の期限を付さないものに限る。)の職務	492	67.6	教諭	472	492	67.6	2等級
				養護教諭	14			
				栄養教諭	6			
				講師	0			
				計	492			
特2級	特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	14	1.9	主幹教諭	6	14	1.9	特2等級
				指導教諭	8			
				計	14			
3級	特別支援学校の副校長又は教頭の職務	15	2.1	副校長	0			特3等級
				教頭	15			

						15	2.1	3 等級
				計	15			
4 級	特別支援学校の校長の 職務	8	1.1	校長	8	8	1.1	4 等級
				計	8			
合計		728	100					

(2) 教育職給料表(4)

職務 の級	級別基準職務表に規定 する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	小学校又は中学校の講師 (任用の期限を付さない ものを除く。)、助教諭、 養護助教諭又は栄養教諭 (任用の期限を付さない ものを除く。)の職務	527	11.5	講師	481	527	11.5	1 等級
				助教諭	0			
				養護助教諭	36			
				栄養教諭	10			
				計	527			
2 級	小学校又は中学校の教諭、 養護教諭、栄養教諭 (任用の期限を付さない ものに限る。)又は講師 (任用の期限を付さない ものに限る。)の職務	3,493	76.1	教諭	3,239	3,493	76.1	2 等級
				養護教諭	173			
				栄養教諭	79			
				講師	2			
				計	3,493			
特 2 級	小学校又は中学校の主幹 教諭又は指導教諭の職務	196	4.3	主幹教諭	135	196	4.3	特 2 等級
				指導教諭	61			
				計	196			
3 級	小学校又は中学校の副校 長又は教頭の職務	186	4.0	副校長 教頭	0	0	0	特 3 等級
					186	4.0	3 等級	
				計	186			
4 級	小学校又は中学校の校長 の職務	189	4.1	校長	189	189	4.1	4 等級
				計	189			
合計		4,591	100					

(3) 行政職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	67	26.2	事務代理職員 係員	39 28	67	26.2	1 等級
				計	67			
2級	主任の職務	125	48.8	主任	125	125	48.8	2 等級
				計	125			
3級	主査の職務	49	19.1	主査	49	49	19.1	3 等級
				計	49			
特3級	事務主幹の職務	10	3.9	事務主幹	10	10	3.9	3 等級
				計	10			
4級	事務長の職務	5	2.0	事務長	5	5	2.0	4 等級
				計	5			
合計		256	100					

(4) 医療職給料表(2)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	0	0	係員	0	0	0	1 等級
				計	0			
2級	主任の職務	0	0	主任	0	0	0	2 等級
				計	0			
3級	主査の職務	0	0	主査	0	0	0	3 等級
				計	0			
合計		0	0					

第3章 北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程

(1) 給料表(1)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	99	21.6	係員	99	99	21.6	1等級
				計	99			
2級	主任の職務	138	30.1	主任	138	138	30.1	2等級
				計	138			
3級	主査の職務	114	24.9	主査	114	114	24.9	3等級
				計	114			
4級	(1) 係長の職務 (2) 担当係長の職務 (3) 浄水場長の職務 (4) 取水場長の職務	75	16.4	係長	53	75	16.4	4等級
				担当係長	20			
				浄水場長	1			
				取水場長	1			
				計	75			
5級	(1) 課長の職務 (2) 所長(工事事務所長を除く)の職務 (3) 担当課長又は主幹の職務	24	5.2	課長	18	24	5.2	5等級
				所長	6			
				計	24			
6級	(1) 部長の職務 (2) 工事事務所長の職務 (3) 担当部長又は参事の職務	8	1.7	部長	4	8	1.7	6等級
				工事事務所長	2			
				担当部長	2			
				計	8			
7級	担当理事の職務	0	0					
				計	0			
合計		458	100					

第4章 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程

(1) 企業職給料表(一)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階

1級	係員の職務	0	0					
				計	0			
2級	主任の職務	4	21.1	主任	4	4	21.1	2等級
				計	4			
3級	主査の職務	1	5.3	主査	1	1	5.3	3等級
				計	1			
4級	(1) 係長の職務 (2) 担当係長の職務 (3) 旅行センター長の職務 (4) 営業所長の職務	10	52.6	係長	5	10	52.6	4等級
				担当係長	3			
				営業所長	2			
				計	10			
5級	(1) 課長の職務 (2) 担当課長又は主幹の職務	3	15.8	課長	2	3	15.8	5等級
				担当課長	1			
				計	3			
6級	局次長の職務	1	5.3	局次長	1	1	5.3	6等級
				計	1			
合計		19	100					

(2) 企業職給料表 (二)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	(1) 旅客自動車運転者の職務 (2) 旅客自動車整備士の職務	8	19.0	係員	8	8	19.0	2等級
				計	8			
2級	(1) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う旅客自動車運転者及び旅客自動車整備士の職務 (2) 運輸主任の職務 (3) 整備主任の職務	3	7.1	係員	3	3	7.1	2等級
				計	3			
3級	(1) 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う旅客自	14	33.3	係員	7	7	16.6	2等級

	動車運転者及び旅客自動車整備士の職務 (2) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う運輸主任及び整備主任の職務			主任	7	7	16.6	3等級
				計	14			
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う運輸主任及び整備主任の職務	17	40.5	主任	17	17	40.5	3等級
				計	17			
合計		42	100					

第5章 北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程

(1) 給料表(1)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	4	11.1	係員	4	4	11.1	1等級
				計	4			
2級	主任の職務	10	27.8	主任	10	10	27.8	2等級
				計	10			
3級	主査の職務	6	16.7	主査	6	6	16.7	3等級
				計	6			
4級	(1) 係長の職務 (2) 担当係長の職務	12	33.3	係長 担当係長	9 3	12	33.3	4等級
				計	12			
5級	(1) 課長の職務 (2) 担当課長の職務	3	8.3	課長	3	3	8.3	5等級
				計	3			
6級	(1) 局次長の職務 (2) 担当部長の職務	1	2.8	局次長	1	1	2.8	6等級
				計	1			
7級	担当理事の職務	0	0					
				計	0			
合計		36	100					

